

生活保護に関する事務の執行について

I 生活保護の申請時の事務手続

[1] 面接相談

1 意見

(報告書23頁)

(1) 面接相談用マニュアルの整備

面接相談は、生活保護の手続きの第一段階であり保護の要否の判定には大変重要である。大津市福祉事務所では、面接相談用のマニュアルが整備されていないため、生活歴、資産状況、家族構成等の聴取する内容は面接相談員によって偏りが見られ、また面接相談票の記載内容・記載方法が面接相談員によりばらつきが見られる。

面接相談用のマニュアルを整備し、必ず聴取すべき内容、ケースにより聴取すべき内容等を整理し、面接相談員による聞き取り内容、面接相談票の記載事項の偏りを是正すべきである。

(講じた措置の内容)

現在、面接相談用のマニュアルを作成中ではありますが、予定していました平成27年度中の完成には至りませんでした。早期に完成させるべく取り組んでいます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書24頁)

(2) 面接相談時の個人情報保護

大津市福祉事務所では面接相談に同席する人数は2名までとしている。面接相談時には親族以外の者等が同席しているケースがあるが、その同席者の氏名、住所、相談者との関係が面接記録票に記載されていない。

面接相談時には、相談者の生活歴や困窮状況を詳細に聞き取らなければならないが、個人情報については、細心の注意を払う必要がある。そのため、相談者と同席者が双方とも相談に同席することを認めたことを証する書類に署名をしてもらい保存すべきである。また面接相談票に同席した者の住所と氏名を記録すべきである。

(講じた措置の内容)

親族以外の同伴者が、相談者と同席する場合は、相談者に対して同席を認める意思を確認し、同席者の住所、氏名等を面接記録票に記載していきます。一方で、相談者の同席を認めた文書の徴取については、検討の結果、行わないことにしました。

[2] 保護申請

2 意見

(報告書26頁)

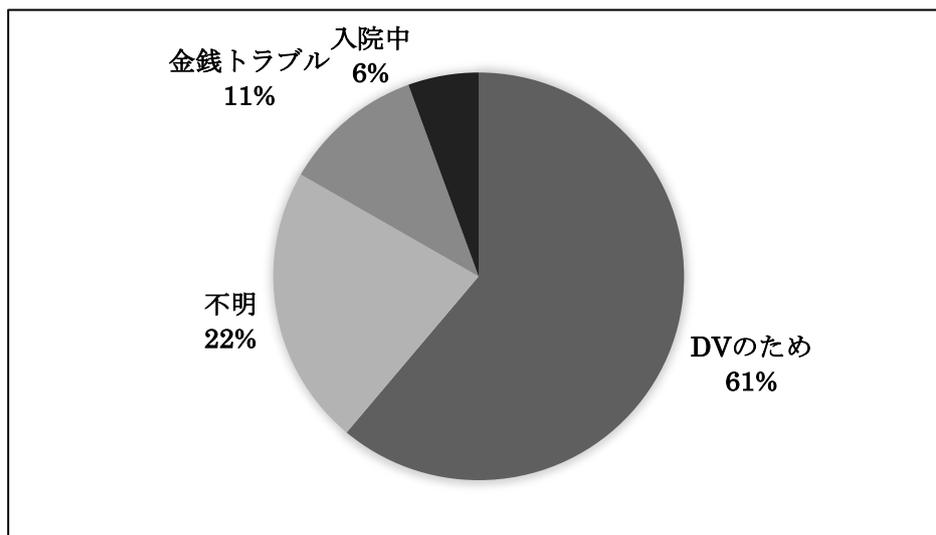
(1) 多重受給の防止について

大津市に住民登録をしていない被保護者は35ケースあった。次の表は大津市に住民登録をしていない理由の内訳である。約61%のケースがドメスティックバイオレンスからの退避者であり、その大半が退避施設から大津市に移ってきたケースである。大津市に住民登録をしていない理由が不明のケースは約22%である。そのうち複数のケースで過去に複数の福祉事務所で保護歴及び保護の廃止歴があった。

大津市以外で生活保護を受給している若しくは過去に受給していたことは、本人が申告しなければ把握できない。原則的には居住地である住民登録地が保護の実施機関であるが、ホームレス等の住所不定者やドメスティックバイオレンスからの退避者等様々な理由で住民票を移すことが出来ない者は、例えば他の市町村で保護を受けており、大津市でも重複して保護申請をしたとしても要件を満たす限り保護を開始することとなる。この結果、複数の福祉事務所で生活保護を支給してしまう危険性があり、全国では多重受給していた被保護者が逮捕、起訴されたことも報道されている。

これを防止するために、少なくとも大津市に住民登録していない被保護者については住民票の登録地に保護の有無を確認すべきである。

[大津市に住民登録していない理由の内訳]



(講じた措置の内容)

ドメスティックバイオレンス等で住民票を異動できずに保護申請に至った被保護者については、前住所在地で生活保護を受給していた場合は、移管替えにより保護受給期間が重複しないよう福祉事務所間で連携しています。平成27年度からは、債務から逃れるために住民票を異動できずに保護申請に至ったケースについても、住民登録地の福祉事務所に問い合わせ、保護受給の有無を確認しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[3] 要件調査

1 意見

(報告書27頁)

(1) 暴力団員でないことの確認について

厚生労働省通知「暴力団員に対する生活保護の適用について」によると、「そもそも暴力団員は、集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ている蓋然性が極めて高い」ため保護の要件の判断に当たり、本来は正当に就労できる能力があると認められるため、稼働能力の活用要件を満たさない。さらに暴力団活動によって得られる収入を福祉事務所に対して申告することが期待できず、このような収入は一般に犯罪の発覚や没収を免れるために隠匿が図られ、又は資金源としてその属する暴力団に移転されるものであるため、福祉事務所による生活実態の把握や資産等調査によってこれを発見・把握することは困難であることから、資産・収入の活用条件を満たしていると判断することができない。

これらのことから原則として暴力団員に対し生活保護は適用しないとされている。また、保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合は保護の廃止を検討することとされている。

大津市福祉事務所では、暴力団員であるかどうかの警察に対する照会の要否は、担当した面接相談員又はケースワーカーがその相談者又は申請者の相談時の言動、態度、入れ墨、指の欠損状況を見て総合的に判断している。大津市福祉事務所としては保護申請時に申請者全員に暴力団であるかを口頭で確認することは難しいとのことである。

厚生労働省通知では暴力団員であることが疑われる者への対応は警察と連携を図ることとされ、大津市福祉事務所の対応に誤りはない。

しかし対応が丁寧な者でも暴力団員である可能性は否定できない。保護開始後に暴力団員と判明した場合、それまでの保護費を回収することは容易ではないし、また効率的ではない。大津市の住宅課では市営住宅への入居希望者全員について暴力団員であるかどうかを県警に確認している。大津市福祉事務所でも新規保護申請者全員について暴力団員でないことの照会を行うことを検討されたい。

(講じた措置の内容)

暴力団照会は大津市が警察に直接照会するのではなく、滋賀県警と滋賀県健康医療福祉部が交わした確認書をもとに、滋賀県健康福祉政策課を通じて照会しています。したがって、大津市独自の判断で申請者全員の照会ができるものではありませんので、今後も従前どおり厚生労働省の通知に基づいて、暴力団員であることが疑わしく、警察への照会以外に確認する方法のない場合に照会を行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[4] 申請時における訪問調査

1 監査結果

(報告書28頁)

(1) 申請から訪問調査までの日数

厚生労働省通知の保護の実施要領には「保護の開始又は変更の申請等のあった場合には、申請書等を受領した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。」とあるが、抽出したサンプルケース40件の内1週間を超えたケースが8件ある。その理由は明らかにされておらず、1週間を超えた件数も把握されていない。ケースワーカーに行ったアンケートの結果によると、「被保護者の都合のため」や「ケースワーカーが多忙なため」との回答であった。申請時の訪問調査は保護の要否に重要な影響を与える判断材料となるため、実施要領どおり1週間以内に行うべきである。

(講じた措置の内容)

生活保護の申請があった場合は、原則として2週間以内に保護の要否の決定をしなければなりません。したがって、初動調査を担当するケースワーカーが訪問に向けて日程調整を迅速に行い、申請者に事情がある場合を除き、1週間以内に申請者宅を訪問しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[5] 扶養調査

1 監査結果

(報告書29頁)

(1) 初動時の扶養調査について

大津市福祉事務所では、申請者から受領した「扶養届」に基づき扶養能力の調査を書面で行っている。抽出したサンプルケース40件のうち19件が、扶養義務者を把握していながら扶養調査を行わずに保護を開始している。その理由は、「疎遠のため」、「居所不明のため」、「申請者が照会を拒否したため」、「DVから逃げてきたため」及び理由不明である。

実施要領には「扶養義務の履行が期待できない者に対する調査の方法」で直接照会する

ことが適当でない場合は、検討結果及び判定について、保護台帳等に明確に記載する必要がある旨定められている。しかし、誰に、いつ、どのような方法で照会したのか、また誰に、なぜ照会しなかったのかが明らかにされているケースは抽出したサンプルケース 40 件の内 7 件に止まった。実施要領どおりに扶養調査を適正に行い、実施状況が明らかになるように、保護台帳等に明記すべきである。

(講じた措置の内容)

扶養義務者の扶養は保護に優先することになっていますが、夫の暴力から逃れてきた母子等、扶養照会をすることで被保護者の自立を阻害することになると認められる場合など一定の条件のもとでは、直接照会しなくてもよいことになっています。このような場合、保護台帳に明記することは、受給後に誤って照会をすることを避けることから必要なことであり、扶養照会に関する実施状況について記述することを徹底しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 30 頁)

(2) 扶養義務者の把握について

実施要領には、保護の申請があったときには、要保護者の扶養義務者のうち絶対的扶養義務者、相対的扶養義務者のうち一定の要件に当てはまる者の存否を速やかに確認することとなっている。しかし、「扶養届」の記載が不十分である。例えば連絡先が不明であるケースについて、上記の者の存否が確認できないケースが抽出したサンプルケース 40 件の内 13 件あった。またこの場合は戸籍謄本等により確認すべき旨定められているが戸籍謄本さえも取得していないケースがあった。

扶養義務は生活保護に優先するものであるため、実施要領どおり戸籍謄本等により扶養義務者の存否の確認を行うべきである。

(講じた措置の内容)

申請者から扶養義務者の住所を聞き取り扶養照会しますが、長年扶養義務者と疎遠となり孤立してしまった申請者の中には、兄弟等親族がどこに住んでいるのかもわからない場合があります。このような場合には、戸籍謄本を取得して扶養義務者の存否の確認を行うようにしています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 30 頁)

(3) 保護開始後の扶養調査について

扶養能力の調査を書面にて行ったが回答を得ていない扶養義務者が多数いる。また、扶養能力の調査は保護申請時のみ行っているだけであり、その後扶養義務者に接触を図っていない。保護の実施要領では重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状

況の調査は年1回程度行うこととされている。

扶養能力調査の未回答者には再度書面や電話連絡等により接触し確実に扶養能力の調査に協力を求めるべきである。また、定期的に扶養義務者に接触を図り、扶養能力の変動の把握に努め、扶養できる状態になった者には扶養するよう指導すべきである。

(講じた措置の内容)

被保護者には成育歴や家族関係に困難な問題を抱えた方も多く、扶養照会の未回答者への重ねての調査や接触が、被保護者や扶養義務者の生活を壊したり、自立を阻害するおそれもあることから、調査には慎重を期す必要があります。保護開始後は、申請時調査で未回答であった親族も含め、5つの世帯類型(高齢者、母子、障がい者、傷病、その他世帯)から毎年1つの世帯類型を選択し、順次扶養照会を行っており、扶養や援助が可能との回答があった場合には、直ちに扶養や援助を受けるよう指導しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[6] 所得等調査

1 意見

(報告書31頁)

(1) 照会先について

現在法第29条調査の照会先は天津市周辺の金融機関と一部のネット銀行である。従前から存在する店舗型の金融機関であっても居所と全く異なった本支店に口座を開設することが可能であり、ほとんどの金融機関でインターネットバンキングのサービスを提供している。また、最近の傾向として利便性の向上などの理由から無店舗型のネット銀行や証券会社に口座を持っている者も多い。さらに、ネットバンキングを利用しがちな若年層の被保護者も増加している。

これらの状況を考慮して、照会先を固定化することなく、利用されている金融機関の現状や不正受給に利用された金融機関を分析、検討し、現在は照会することとなっていない他のネット銀行や証券会社を加えることを検討すべきである。

(講じた措置の内容)

あらゆる金融機関に預貯金調査等を行うことは、事務量や送信、返信用封筒などの通信費も膨大なものとなることから、現実的に不可能であると考えています。したがって、申請者の成育歴や職歴等を勘案し、照会先等も含めて検討した上で必要に応じて照会しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 31 頁)

(2) 資産調査の方法

金融機関への照会は地元の銀行及び生命保険会社に対して、嘱託職員が行っている。抽出したサンプルケースでは保護申請時に照会先とされていない銀行のキャッシュカードをコピーしているにもかかわらず、その銀行に対して照会していなかった。

また、現状では照会日現在の残高のみを調査している。仮に保護申請直前に預金を引き出して残高を少なくし、毎回入金後すぐに引き出す者の場合、照会日の残高だけでは真に保護が必要な状態であるか確認できない。

申請時に提示があった通帳以外の銀行口座が照会や本人の申告により確認できた場合には残高の照会だけではなく、少なくとも1年間の取引履歴を確認すべきである。

(講じた措置の内容)

平成27年度からは申請時に提示があった通帳以外の銀行口座が照会等で確認できた場合には、本人に通帳の提示を求めて確認を行い、通帳がない場合は、必要に応じて取引履歴を照会し、確認しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 31 頁)

(3) 不動産調査

他の市町村の不動産の所有調査が行われていないため、大津市以外に不動産を所有していても要保護者が資産申告書で申告しなければ把握できない。大津市以外に不動産の所有が確認できた場合には処分が必要となるので、本籍地などの市町村には不動産の保有を確認することが望ましい。

(講じた措置の内容)

大津市以外で居住歴があり、そこで不動産を取得したまま大津市に転入している可能性は否定できません。したがって、本人の成育歴や家族関係、職歴等を勘案し、必要と判断した場合には他市町村に対する不動産の保有を照会していますが、今後もこの方針を継続します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 31 頁)

(4) 自動車等の保有状況調査

被保護者は原則として自動車及び125cc以上の二輪車の保有、運転が認められていないが、自動車及び125cc以上の二輪車の保有状況調査が行われていない。保護世帯の家族名義も含めて軽自動車と二輪車については大津市へ、自動車は陸運局へ保有の有無を照会、確認することが望ましい。

(講じた措置の内容)

現在、自動車等の調査については、保有（使用を含みます。）の申し出があった場合、又は、保有の疑いがある場合に陸運局等に照会しています。そして、保有が明らかになり、保有の可否を検討し、認められないと判断した場合は、口頭で自動車等の処分の指示を行い、指示に従わない場合は文書指示の後、所定の手続をとって保護の廃止を検討しており、今後もこの方針を継続します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

II 保護費の支給

[1] 金銭の管理

1 意見

(報告書37頁)

(1) 保護費からの控除

法第58条は「被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押さえられることがない。」と定めている。さらに民法第510条は「債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。」と定められている。つまり、生活保護費は差し押さえたり、相殺したりすることが出来ないということである。ただし、平成26年7月からは不正受給に係る徴収金について、本人の事前申出を前提に保護費と相殺することができることとなった。

大津市福祉事務所では、返還金についてはすでに口座振替を行っている者もいるが、福祉資金や法第63条及び法第78条に係る返還金がある者、水道・ガス料金等の滞納者のうち、一部の者については「前渡資金」扱いとし、引き出した現金から福祉資金や返還金を返済し、水道・ガス料金等の滞納分を支払い、残額を本人口座に振り込むという方法を採用している。この時被保護者から受領する領収書の金額は福祉資金や返還金を差し引く前の金額である。

このような手続は、実質的には相殺と同様であるばかりではなく、現金の取り扱いのリスクもある。

返還金、福祉資金の返済、水道・ガス料金の滞納等がある被保護者のうち可能な者については、できるだけ「出納払い」で全額を被保護者に振り込んだうえで自動振替を利用して、返済・返還又は支払いをするようにすることが望ましい。

(講じた措置の内容)

精神疾患等で金銭管理ができない被保護者については、一旦全額を被保護者に振り込んだ場合、必要な支払等をせずに全額を費消してしまう可能性が高いことから、不払いによる多重債務やライフラインの停止を防ぐなど、被保護者の生活を守ることを目的に、本人から了承を得てやむなく返済や振込手続を行っています。また、高齢や障害等の理由で、

支払に行くことが困難な被保護者についても、本人からの了承を得て同様の処理を行っています。金銭管理ができる被保護者については、全額を本人に振り込んだうえで自ら返済や支払等を行っています。こうした被保護者については、大津市社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により適正化を図ります。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 38 頁)

(4) 現金の実査

現状では現金の実査を月に 1 度しているのみである。扶助費の支給日は定例支給が月 1 回、その他追給日が月 3 回ある。福祉資金の貸し出しおよび回収、法外扶助費の支出は随時ある。そのため、扶助費の現金の実査は少なくとも定例支給日、追給日に行うことが望ましい。

(講じた措置の内容)

現金や帳簿の確認については、経理担当者 2 名による月末の確認と、所属長と庶務係長による月初の確認と、二重で実施しており、手提げ金庫内の現金残高確認、各種帳簿の記帳誤りや記帳漏れ等の確認を延べ 1 日かけて行っています。現状では週に 1 回、延べ 1 日かけて点検を行うことは他の業務との都合上、難しく、また、保護費の支給等が日々行われ現金残高と帳簿の記帳に時間差が生じ、その確認作業にも時間を要することから、日々の業務に支障をきたすことが想定されます。『大津市財務規則』には帳簿の点検方法等が規定されていないため、本市の『準公金事務処理要領』に記載されている「預貯金通帳残高と帳簿における残高とを毎月点検し、帳簿等に確認印を押印することなどにより、事故防止に努めなければならない」という規定を準用し、毎月 1 回、経理担当者と所属長・庶務係長による二重チェックを行い、現金の適正管理に努めています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[2] 医療扶助

1 監査結果

(報告書 44 頁)

(1) 組織的運営体制の強化

査察指導員は、管内医療扶助の現状把握と問題点の分析等が職務内容の 1 つとして挙げられている。しかし、医療扶助に関しては医療係やレセプト点検員任せにしていることが多く、現状把握と問題点の分析については時間的余裕も無く行えていない。また、医療係についてもレセプト点検についてはレセプト点検員任せになっており、点検内容を積極的には把握しておらず、医療扶助に関する統計的分析結果を監査人が依頼しても分析できて

いないということで資料はほとんど提示されなかった。

また、調査票回答結果により判明したケースで、ある被保護者の医療扶助で平成 26 年 5 月から毎月 200 千円が請求されており、レセプト点検員が、診療回数が多いため内容を確認しなければいけないとして、10 月にケースワーカーへ連絡後調査を開始しているが、12 月現在未だ対処できていない状況であった。さらに、この案件については査察指導員も医療係も把握しておらず、組織的な連携が取れていないことが浮き彫りになった。

医療扶助の適正な実施を図るためにも、各担当者は運営要領を今一度確認し、医療扶助関係事務を円滑かつ適切に実施できるよう組織的連携に努めるべきである。

(講じた措置の内容)

頻回受診等、医療扶助の実施について懸案事項がある場合は、査察指導員、ケースワーカー、医療係連携の下、ケース検討会議等で協議を行い、医療扶助の適正化に向けて対応しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 45 頁)

(2) レセプト点検における管理資料の作成

毎月、社会保険診療報酬支払基金から送られてくるレセプトは電子データであり、専用のソフトを使用することで様々な方式での点検が可能となっている。レセプト点検員はこの専用ソフトを操作しながら各種点検業務を行い、誤り等を発見した場合にそれぞれ対処しているとのことであったが、点検結果等が書類に保存されていないため業務内容を客観的に確認できなかった。

当業務は医療扶助の適正化を目的として、レセプト点検員が、医療係、嘱託医やケースワーカー等と連携して総合的に行うべきものである。その業務内容や進行状況等については医療係並びに査察指導員が把握して適宜指示をする。レセプト点検員は、資格審査で誤りが発見された被保護者一覧表、その訂正内容、処理状況等を記した書類や診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた被保護者一覧表、嘱託医との協議内容、対処方法等を記した書類といったものを適宜作成したうえで医療係に報告すべきである。

(講じた措置の内容)

資格審査の誤りについてはシステムにて管理を行い、疑義が生じた被保護者一覧や診療内容についてもデータで管理し、必要に応じて医療係に報告を行っています。嘱託医との協議が必要なものは、その結果をケース台帳に記載し、情報共有を行っています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 4 5 頁)

(3) 頻回受診者に対する指導

大津市は、頻回受診者に対する適正受診指導結果、人工透析療法に係る自立支援医療の適用状況や向精神薬の重複処方状況を滋賀県へ報告することになっているが、特に頻回受診者に対する適正受診指導結果については、要綱に定められている通院台帳と頻回受診者指導台帳を作成していない。被保護者の医療に関する処遇の充実を図るとともに適正な生活保護の実施を確保するために、要綱に基づいた書類作成、主治医訪問や嘱託医協議を行って、大津市福祉事務所として適正受診に関する指導援助を行っていくべきである。

(講じた措置の内容)

通院台帳と頻回受診者指導台帳を整備し、嘱託医と通院の必要性や頻度について協議の上、適正受診に向けて指導しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 4 5 頁)

(4) 医療扶助適正化に向けたケースワーカーの役割

他の扶助と同様に、医療扶助は、国民の最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものが原則であり、また、生活保護扶助費の中で最大の費目であることから、支出については的確に対応すべきである。また、医療扶助の適正な実施のために、関係事務を円滑的確に遂行できるよう、その事務体制の確立に万全を期すべきである。

具体的には、ケースワーカーが普段訪問調査した際に、被保護者の病状や通院状況等を把握し、主治医や嘱託医等と連携して被保護者へ通院指導や生活指導を行っていくことが必要であるが、確認したケース記録票等にはこのような活動記録はほとんど見受けられなかった。現状においては、医療扶助の適正化を行う積極的な活動が行われていないため、ケースワーカーは医療扶助に関連する職務内容を再確認されたい。

(講じた措置の内容)

ケースワーカーは訪問した際、被保護者の病状や通院状況等を聴取していますが、特に問題がないと判断したケースについては記載を省いている場合が今までは見受けられました。今後は、被保護者の病状等の記録については具体的に記載します。また、病状や通院状況に問題のあるケースは、主治医や嘱託医等に意見を求め、それを受けて必要な助言や指導を行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

2 意見

(報告書46頁)

(1) 嘱託医の勤務体制

嘱託医の所定勤務日数と時間数が実働と異なっており、雇用契約を見直す等の対応をすべきである。また、勤務報告書が適正に記入されておらず、正確な実勤務日数や勤務時間数を記入すべきである。

(講じた措置の内容)

嘱託医の実働時間は、月々で変動するレセプト等の量によって雇用条件通知書に記載している時間と前後することがあります。しかし、嘱託医は非常勤であり、また、医師不足の中、忙しい業務の合間をぬって市の嘱託医として勤務する医師を雇用条件通知書に記載している時間どおりに拘束することは難しい状況です。非常勤嘱託医の業務は、勤務時間ではなく業務内容で考えるべきであり、業務終了後も医師を拘束すると、医師会からの推薦や嘱託医の受け手がなくなる可能性も高いことから、雇用条件に定める日数や時間を目安として、今後も適正な嘱託医業務管理を行っていきます。

また、勤務報告書については、適正に記入していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書46頁)

(3) レセプト点検の充実化

大津市診療報酬明細書点検等充実事業のうち、診療報酬の請求内容及び被保護者の受診態度、病状に疑義が生じた場合には抽出し確認を行うこととされており、また向精神薬の重複と頻回受診については、滋賀県から報告書の提出を求められていることもあり、抽出を行い、各ケースワーカーが被保護者への病状確認や受診指導を行っている。しかし、それら以外にも重複受診や重複投薬の抽出や指定医療機関に着目した分析等多様な抽出が専用ソフトにおいては可能となっているが、これらのデータを活用して被保護者の受診内容を的確に把握して適切な処遇を行うことはされていない。医療扶助の適正化を実現するためにも積極的なレセプト点検等の充実化が必要である。そのために、医療事務担当者を置くことも検討されたい。

(講じた措置の内容)

現行の電子レセプトシステムでは、厳密に重複受診や重複投薬を抽出することが難しいため、毎月のレセプト点検においてケースワーカー、レセプト点検員、医療係がチェックを行っています。現状の人員では、医療扶助に関してさらなる分析業務を行うことはできない状況にあり、医療事務担当者の配置についても、医療扶助事務の拡充を図る上では必要と考えますが、ケースワーカーも不足している現状では、困難であると認識しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 4 6 頁)

(4) 主治医との連携

被保護者の病状を的確に把握することは各ケースワーカーにとって重要業務であり、そのために主治医を訪問しヒアリングすることが必要な場合も少なからずある。しかし、実際にケースワーカーが主治医を訪問することは少なく、主治医意見書やレセプト、嘱託医の意見を聞いて判断している状況である。主治医意見書は記載項目が限られているうえ、記載内容に不備がある場合も多く、的確に被保護者の病状を把握するためにも、主治医との連携を積極的に行うべきである。特に稼働年齢である被保護者における就労の可否については大変重要な項目であり、記載がない場合や記載内容に疑義がある場合には必ず確認を行い、聴取した内容をケース記録票等に記入すべきである。

(講じた措置の内容)

被保護者の病状により今後の方針が立てにくい場合は、主治医を含む関係機関が集まり、カンファレンスを開催して援助方法を検討しています。稼働能力を有すると思われる被保護者については、稼働能力判定会議を開催し、嘱託医の助言を基に主治医からさらに詳しい病状を聴取したり、セカンドオピニオンを求めるなど、必要に応じて就労指導を行っています。主治医意見書に記載不備があるものは、再度医療機関に確認を行い、内容をケース記録等に記入するようケースワーカーに周知しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 4 7 頁)

(5) 指定医療機関等に対する対応

大津市は医療扶助による医療を委託する医療機関等をその申請を得て指定することになっているが、申請書等を受理するのみで医療機関等に対してその後遵守すべき項目などを記載した書類等を交付していない。横浜市では、「生活保護法 指定医療機関・指定施術者のしおり」と題し、生活保護制度のあらまし、医療扶助の内容、指定医療機関に対する指導及び検査、指定医療機関・指定施術者の遵守事項や指定医療機関の協力が不可欠な事項について記載した書類を配布している。

医療扶助の適正化を実現するため、指定医療機関等に対して生活保護法への理解を求め、諸手続きの内容や指定医療機関に対する指導及び検査、遵守すべき事項等を記載した書類等を交付して周知し、指定医療機関との緊密な協力関係を図る必要がある。

(講じた措置の内容)

指定医療機関の更新通知、新規申請の指定通知を送付する際に、指定医療機関医療担当規定等を記載した「生活保護法 指定医療機関の手引」を配布して書面による一般指導を行い、遵守事項等の周知や協力要請を行っています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 47 頁)

(6) 通院移送費のレセプトとの照合

被保護者は、通院したときに通院証明書に押印してもらうことで、その回数に応じて最短経路に基づく運賃である通院移送費を請求する。ケースワーカーは、その通院移送費にかかる通院経路や通院回数が適切かどうかをレセプト等により点検しなければならない。しかし、調査票結果回答によると、全く確認していないケースワーカーが 1 人、部分的に確認したケースワーカーが 11 人であり、263 件について通院回数とレセプト等を照合していなかった。ケースワーカーは、必ず通院回数をレセプト等でも照合し、医療扶助の適正化に努められたい。

(講じた措置の内容)

通院移送費の認定にあたっては、病院が証明する通院カードの日数をもとに認定しています。病院が証明を発行する際に誤って記入する場合や受給者が不正に記入することも考えられますので、レセプトの通院回数と照合することを徹底するようケースワーカーに周知しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[3] 住宅扶助

1 意見

(報告書 49 頁)

(1) 住宅扶助額の認定について

住宅扶助額の認定にあたっては、賃貸契約書の写しの提出を受けて金額を確認して認定している。賃貸契約書がない場合は「家賃等証明書」を家主に発行してもらい家賃等の金額を確認している。抽出したサンプルケースの内、被保護者の兄弟に家賃を支払っており、その金額は「家賃等証明書」で確認しているケースがあった。近親者からの賃貸の場合、例えば実際の家賃額よりも多く証明金額を記載することも容易であるため、正しいものであるのか他のケースより慎重に判断すべきである。またこのケースでは被保護者の兄弟からの賃貸であるため、その賃貸料を免除してもらうように指導するなどして扶養義務を履行させられるように指導すべきある。

(講じた措置の内容)

被保護者の扶養義務者から住宅を賃貸している場合は、通常は扶養義務者の援助を優先しています。御指摘のケースについては、今後、なぜ援助ができないのか実態を明らかにするとともに、可能な限り賃貸料免除などの援助を求めていきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(2) 高額家賃の者の管理と対応

住宅扶助額は実際に支払っている家賃額のうち基準金額までの金額が支給される。基準金額を超える部分については、生活扶助等の他の扶助や収入で負担しなければならない。そのため、高額家賃の被保護者には、適切に転居指導を行わなければならない。しかし、大津市福祉事務所として高額家賃の被保護者の件数や基準金額からの超過額などを把握しておらず、担当するケースワーカーに個別に聞き取らなければ高額家賃の被保護者を把握できない。

各ケースワーカーに個別に聞き取って高額家賃の者を確認したところ大津市の被保護者のうち、基準額を上回る家賃の物件に居住している世帯は 85 世帯である。その中からサンプルケース 48 件を無作為に抽出して確認したところ、転居指導記録が確認できたものは 20 件であった。この 20 件の中には 5 年以上前に転居指導した記録がある被保護者を含む。

適切に継続的に転居指導を行っている被保護者は 2 件のみである。高額家賃の者は生活費に使うことができる金額が減少するため例えば収入を申告しないなどの不正につながる危険性が考えられ、実際の不正事案にも高額家賃の者は多い。

高額家賃の者は福祉事務所として把握・管理し、適切に転居指導をすべきである。

[全 85 件の高額家賃の被保護者のうち抽出したサンプル 48 件の基準以上の家賃の居所に居住している年数]

	1 年以内	2 年以内	3 年以内	4 年以内	5 年以内	5 年超
件数	10	2	8	4	2	22

[全 85 件の高額家賃の被保護者のうち抽出したサンプル 48 件の支給されている住宅扶助額と実際家賃との差額]

基準金額との差額	5 千円以内	1 万円以内	1 万 5 千円以内	2 万円以内	2 万 5 千円以内	3 万円以内	3 万円超
件数	15	13	8	3	3	3	3

(講じた措置の内容)

高額家賃の被保護者に対する転居指導は、引き続き各担当ケースワーカーが行っていきます。住宅扶助基準は、平成 27 年 7 月以降、契約更新時に見直し(減額)されることになりました。経過措置で引き続き旧家賃が認定される世帯もありますが、高額家賃になる世帯が増える見込みです。平成 29 年 6 月には最終的に見直しが終了しますので、その時点でケースワーカーが担当地域において基準を超える高額家賃の住宅に居住している被保護者一覧を作成します。福祉事務所として一覧を管理、把握し、高額家賃の被保護者については適切に転居指導を行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 50 頁)

(3) 共益費の取り扱いについて

集合住宅等では、共用部分の電灯代、水道料が家賃に含まれている場合もあり、共益費として別に支払う必要がある。このような場合、保護の実施要領によれば家賃に含まれている共益費部分や家賃とは別に支払う共益費は住宅扶助として認定しない。すなわち、被保護者は他の保護費から共益費を支払うこととなる。そのようなケースでは生活費に使うことができる金額が減少するため例えば収入を申告しないなどの不正につながる危険性が考えられるため、共益費が高額であると思われる場合には、家賃と共益費を合算で検討した上で、高額家賃とならないような物件に居住するように指導すべきである。

(講じた措置の内容)

転居に際しては、民間アパートであれば、多くの場合、敷金・礼金などの経費が必要になります。保護の実施要領には、共益費を含めて高額家賃となる場合にまで敷金等を補助するとの規定はありませんので、転居を望む場合は、被保護者が自ら敷金等を準備する必要があります。また、共益費を除いた家賃が高額でなければ、市営住宅への申し込みもできませんので、共益費が高額であっても、家賃そのものが高額でない限り転居指導はできません。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 50 頁)

(4) 市営住宅への入居について

被保護者が市営住宅に入居するためには「現に住宅に困窮していることが明らか」という要件を満たす必要があり、住宅扶助の基準額以内の家賃の被保護者は「現に住宅に困窮していないため」市営住宅に入居することが出来ない。

しかし住宅扶助費の基準額以上の家賃を支払っている者は市営住宅の入居資格があり、就労等の収入により生活保護が廃止される者については、現在は住宅扶助の基準額以内の家賃の被保護者であっても入居資格があると認められる。

このような事実を生活福祉課の担当職員が十分に把握しておらず、被保護者は市営住宅への転居が不可能であると認識されているため、被保護者に対し市営住宅への転居指導がなされていない。平成 25 年度に市営住宅に入居した被保護世帯はわずか 1 件である。

住宅課と生活福祉課は十分に連携して保護から脱却しようとする被保護者に対し市営住宅の活用を促すようにすべきである。

(講じた措置の内容)

ケースワーカーが、市営住宅の入居要件を再認識し、高額家賃を支払っている被保護者に対して、市営住宅への転居が可能であるという指導を行います。また、保護から自立する者に対しては、保護受給中の場合と異なり、市営住宅の入居条件に合致すれば応募が可

能となる旨の助言を行います。被保護者の市営住宅の入居が、今以上に容易になるよう、担当部局との連携強化に努めています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[4] 葬祭扶助

1 監査結果

(報告書52頁)

(1) 申請書と添付書類の不備

民生委員が行う葬祭が多く、その際民生委員が葬祭扶助の申請書に記入し必要書類を添付して大津市福祉事務所へ提出することとされている。しかし、申請書の記載内容には不備が多く、必要書類が添付されていないものも多く見受けられた。大津市福祉事務所は提出された申請書をよく確認し、記入されていないあるいは詳細な記入がない項目については、申請者に確認するとともに必要書類も全て提出させてから葬祭扶助を支給すべきである。

また、葬祭を行うために必要な金額の内訳項目それぞれの請求金額を確認し、金額が妥当であるか、葬祭扶助で支給できない請求がないか等の検証も必要である。さらに、遺留金品については葬祭扶助に充てることができる重要な内容であり、厳格な対応と確認を行うべきである。

(講じた措置の内容)

民生委員葬における申請書などの必要書類については、ケースワーカーが準備し、記載内容等を十分確認した上で手続を行うものです。そのため、記載漏れがないようケースワーカーに指導するとともに査察指導員のチェックを強化しています。また、葬祭費の請求内容の金額確認や遺留金品の対応にも適切に取り組んでいます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書53頁)

(2) 遺留金品の処理

確認したケース9件のうち、4件しか遺留金品を葬祭扶助に充てていないうえ、金銭にて遺留されていたケースしか葬祭扶助に充てていなかった。金銭以外で遺留金品があったのは、通帳と切手ぐらいであり、物品について記載されているケースは全くなかった。遺留金品は葬祭扶助に充てることができるため、例えば通帳については死亡前後に引き出し等がないかを確認するなど詳細な確認と記録を行い、かつその遺留金品の処理についても記録を確実に残すべきである。

また、扶養義務者がいるにもかかわらず民生委員による葬祭を行っているケースで、通帳等に残高があるにもかかわらず葬祭扶助に充てることなく扶養義務者へ渡しているケー

スがあったが、遺留金品は葬祭扶助に充てるべきである。

(講じた措置の内容)

亡くなった被保護者の遺留金品を発見することは非常に難しい作業になりますが、遺留金品があることが判明した場合は葬祭扶助に充当するように努めています。遺留金品について詳細な確認と記録を行い、民生委員による葬祭を行っているケースでは、遺留金品があれば扶養義務者に対して葬祭扶助に充当することを説明しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

2 意見

(報告書53頁)

(1) 扶養義務者がいる場合の対応

確認したケース9件のうち、扶養義務者がいるにもかかわらず民生委員にて葬祭を行って葬祭扶助を支給しているケースは5件もあった。ケースワーカーが扶養義務者へ連絡し、聞き取った結果、葬祭を行えないとの回答のためとしている。本来であればその扶養義務者が葬祭を行えないほどの生活状況であるのかといった詳細な聞き取りや面談等も必要であるとも思われるが、時間的余裕がないために民生委員による葬祭を行っている面も見受けられる。しかし、ケースワーカーが電話で扶養義務者と話をしただけで、安易に民生委員に依頼して葬祭を行うようなことは避けるべきであり、査察指導員とともに扶養義務者へ葬祭の段取りや諸費用等も含めて丁寧に説明依頼し、扶養義務者への理解を求めて慎重に判断すべきである。

(講じた措置の内容)

扶養義務者がいるにもかかわらず民生委員葬を行う場合は、被保護者との間で断絶状態が続いているなどの特殊な理由があります。可能な限り扶養義務者による葬祭の実施について説明に努めますが、それができない事情があれば記録に残していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

Ⅲ 返還金・徴収金

[1] 滞納債権の管理

1 監査結果

(報告書58頁)

(1) 保護継続中であるが返還実績がないケース

平成25年度に保護継続中で保護費を支給しているにもかかわらず返還金・徴収金の納入実績が全くない債権が平成24年度以前発生債権の中でも8件認められた。強制的に回収することは認められていないが、被保護者と十分協議することにより少額であっても納付するよう指導すべきである。

(講じた措置の内容)

現在も保護受給中の世帯については納付交渉を行い、納付に向けた努力を重ねています。被保護者が納得をし、納付するようになるには時間をかけてしっかりと説明することが大切であります。今後も慎重に対応し、早期に納付が開始されるよう取り組んでいきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書59頁)

(2) 法第63条と法第78条の適用区分について

厚生労働省からの通知によれば、法第78条の具体例として

(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第63条でなく法第78条を適用すべきである。

としている。

この通知に照らせば、収入未申告のケースや、申請時に保有資産を偽っていたケースなど法第78条適用になると思われるが、現在の適用はケース診断会議で個別に検討されていて、収入未申告の場合でも法第78条になるときもあれば法第63条になる場合もあり、取扱いが不統一になっているように思われる。

また、資産保有の場合でも申請時点から20年近くも虚偽の申告を続けてきても、最終的に自発的に申し出を行い5年分の費用返還を行った場合などは法第63条が適用されている。

平成 26 年 6 月の法改正で法第 78 条の適用があれば加算金が付加的に徴収できるようになったこともあり、法第 63 条と法第 78 条の適用については通知等を十分に吟味した上で、具体的な取扱内規のようなものを定め、同じような事案で取扱が異なることのないようにするとともに虚偽又は不正が行われた場合には通知のとおり法第 78 条による取扱を行うべきである。

(講じた措置の内容)

法第 63 条を適用するか又は法第 78 条を適用するかは、厚生労働省からの通知に規定されていますので、それに基づき判断し、判断が難しい場合は、ケース診断会議に諮っています。虚偽又は不正が行われ故意が認められた場合には、法第 63 条を適用することなく法第 78 条を適用しています。また、類似事例で結果が異ならないようにするとともに、その理由を明らかにして記録していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[2] 法第 63 条による返還金

1 監査結果

(報告書 6 1 頁)

(1) 扶助費の算定誤りについて

扶助費の算定誤りが、法第 63 条の発生原因の件数別では最も多くなっているが、被保護者側からすると支給を受けた金額は生活費として費消されてしまうのが通常であり、後から返還請求を行っても元々資力を喪失しているのであるから、一括で返済することは困難である。必然的に、返済は分割返済になり未収入金が発生する原因になってしまう。

算定誤りは支給する側の問題であり、算定誤りの原因分析を十分に行い、支給側の問題により未収入金が発生することの無いようにすべきである。

ケース 1

平成 21 年 3 月	窮迫状態で保護決定
平成 25 年 3 月	平成 24 年 12 月分から平成 25 年 3 月分までの児童扶養手当受給額が認定漏れであったことが判明。
平成 25 年 7 月	63 条に基づき 165,720 円の返還決定。
平成 26 年 3 月	月額 1 万円ずつ返還するも平成 25 年度末で 75,720 円の未収入金。

このケースの場合、児童扶養手当は、大津市福祉子ども部からの支給であり、当然に把握できると思われるため、認定漏れをおこさない工夫を検討されたい。

(講じた措置の内容)

他法他施策で支給される給付金が算定漏れになって返還金が生じることのないよう、被保護者がどのような給付金をいつ受けられるか、また、給付額の変更時期がいつになるのか等の事情をケースワーカーが把握するようにし、関係機関との連携を深めるとともに、査察指導員が厳しくチェックを行い、認定漏れがないように努めています。

[3] 法第 78 条による徴収金

1 監査結果

(報告書 6 2 頁)

返還決定通知書等から問題と思われる事案について指摘を行うが、個別事案に対する指摘だけではなく、類似するケース全般に対して今後検討、対策を加えて頂きたい。

(1) 証券会社への資産調査の必要性

資産調査の対象に証券会社が入っていないため、平成 8 年の保護開始時点で 500 万円程度の有価証券を保有していたにもかかわらず保護が開始され、平成 25 年 4 月に本人から申し出があるまで、約 18 年間有価証券からの分配金収入もあったにもかかわらず生活保護費が支給された。

生活保護を申請するほど生活に困窮している者が、証券会社に資産を保有している可能性は低いとの理由で証券会社への調査が行われていないと思われるが、このような不正事案が出てくると他ではないとも言い切れない。また、証券会社への調査は行われなことが周知されると、保有財産をすべて証券会社へ預けて保護申請を行う者も出現する可能性がある。証券会社に対して資産調査を行うことを検討されたい。

ケース 1

平成 8 年 12 月	傷病で就労不能として保護決定
平成 25 年 4 月	(この時点で証券会社に 500 万円以上の証券類があったと思われる。)
平成 25 年 5 月	本人より、証券会社に資産があり、自立できるとの申し出あり。
平成 25 年 6 月	保護廃止決定。 法第 63 条に基づき過去 5 年間の生活保護費 2,634 千円の返還決定。

法第 63 条による返還決定をしているが、不正の意図をもって 18 年間不正に受給しており 78 条により決定すべきである。

(講じた措置の内容)

平成 27 年度は、保護受給前に証券の売買をしていた経歴のあるケースについて証券会社に資産調査を行いました。今後も必要に応じて調査を実施します。また、事例のケースについて法第 63 条を適用したのは、ケース診断会議で慎重に判断した結果です。法第 63 条を適用するか又は法第 78 条を適用するか判断が難しい場合は、今後もケース診断会議で慎重に判断していきます。

(2) 取引履歴確認の必要性

保護申請時点から本人口座に多額の入出金があったにもかかわらず、申請時点の資産調査では一時的に残高が殆どなく保護開始が決定された。申請時点でも、口座の存在は申告されているので金融機関から取引履歴をとるかあるいは通帳を確認すれば判明することができた。保護申請時点で口座が確認できた場合には、通帳等により取引内容を確認することをルール化すべきである。

ケース 2

平成 24 年 10 月	保護開始。大津市民病院からの連絡による。
平成 25 年 10 月	車運転に関する文書指示
平成 26 年 1 月	29 条調査実施
平成 26 年 2 月	ゆうちょ銀行に 60 万円の残高確認。
平成 26 年 3 月	聴聞会
平成 26 年 4 月	保護廃止。法第 78 条に基づき 5,246 千円返還決定。
平成 26 年 5 月	告発

家賃に関しても、平成 24 年 10 月の時点で、家主から「家賃証明書」を入手しており、117,550 円の家賃であることは明らかであるにもかかわらず、被保護者の家賃は 41,000 円に減額されているとの申し出を信じ欺かれている。

(講じた措置の内容)

福祉事務所に来所する保護申請者に対しては、預金口座のある通帳の持参を求め、コピーをとり確認しています。事例のケースは入院中でその場で通帳の確認ができず、その後も確認をしないまま不正受給に至った極めて特殊なケースです。現在は、申請時に入院中や通帳を紛失したなどで口座があるにもかかわらず、その場で確認できない場合については、金融機関に取引履歴を照会し、内容を確認しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(3) 対応の迅速性確保

不正受給者に返還決定を行っても現実的には回収率が非常に低いため、不正受給を早期に発見することが重要である。

下記のケース 3 では保護開始直後の平成 19 年から未申告収入があったものとされるが事実確認が行われたのは平成 25 年 9 月であり、その間毎年のように返還決定が行われている。より早期に、対処すべきであったと考えられる。

ケース 3

平成 19 年 5 月	保護開始
-------------	------

平成 20 年 10 月	課税調査で就労収入判明するも、名義借りであると主張を認める。
平成 21 年 11 月	就労収入判明。法第 78 条にて 496,723 円返還決定。
平成 22 年 8 月	就労収入判明。法第 78 条にて 438,782 円の返還決定。
平成 24 年 8 月	就労収入判明。法第 78 条にて 486,797 円の返還決定。(これまでは、他人が自分の名前を使用して就労していたと主張。)
平成 24 年 9 月	文書指示
平成 25 年 8 月	課税調査で就労収入判明。聴聞会。
平成 25 年 9 月	就労先に本人確認し、本人が就労していることを確認。
平成 25 年 10 月	告発
平成 26 年 3 月	詐欺罪で起訴

医師の就労に対する意見では、ほとんどの時期で就労不能とされているが、現実には就労している。主治医との連絡を密にすべき。

(講じた措置の内容)

主治医の就労に対する意見と実態が異なるのは、多くは精神疾患によって体調の波が激しい方に見られ、体調が悪い場合に医療機関を受診するため、主治医と連絡を密にしても就労不能の判断に影響を与えとは考えられません。

課税調査や家庭訪問の実態調査等で不正受給が疑われるケースを発見した場合には、早期に状況を把握し、対応しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 6 4 頁)

(4) 高額家賃について

住宅扶助の金額は世帯人数別に上限額が定められているが、上限額を超えた家賃に居住している場合もあり、その場合には超過額が本人負担となる。

下記のケース 4 の場合、被保護者は単身世帯であるが、家賃 63,000 円共益費 3,000 円、敷金 250,000 円の 2 階建て 3DK のアパートに居住している。この状態は開始当初からであり、平成 19 年 5 月当初の指導方針に転居を指導していくとあるが、平成 27 年 1 月現在も転居はされていない。平成 25 年 10 月時点では更新事務手数料 10,500 円の一時扶助を行っている。

平成 25 年 12 月時点で、79,720 円の生活扶助と 41,000 円の住宅扶助合計 120,720 円の扶助を行っているが、住宅扶助費 41,000 円と家賃等 66,000 円の差額 25,000 円は生活扶助費から支出することになる。

普通に考えれば、生活扶助費から月額 25,000 円を家賃に充当することは困難であり、高額な家賃の住居に住む被保護者には転居指導を早期に行う必要がある。

ケース 4

平成 23 年 6 月	保護開始。
平成 25 年 11 月	課税調査で平成 23 年度 99,650 円、平成 24 年度 430,373 円の収入未申告が判明。
平成 25 年 12 月	523,878 円（源泉徴収税額 6,145 円は控除）未申告就労収入のため、法第 78 条に基づく徴収決定。

平成 23 年 11 月より勤務しているが、法第 78 条決定しているのが平成 25 年 12 月とかなり時間が経過している。前年度の課税調査で判明させていれば、不正受給を減少させることができたと思われる。

(講じた措置の内容)

御指摘のとおり、高額な家賃の住居に住む被保護者には、転居指導を進めます。

ケース 4 について、就労開始が 11 月であっても初回給与支給が翌年 1 月であった場合には、前年度に給与支払報告がされておらず、平成 24 年中に発見することは不可能です。

(福祉子ども部 生活福祉課)

2 意見

(報告書 6 5 頁)

(1) 扶養義務について

ケース 5

平成 25 年 7 月	保護開始
平成 25 年 7 月	自動車を運転しない旨の指導指示
平成 26 年 1 月	海外へ渡航しないことの指導指示
	法第 78 条に基づく徴収決定 海外旅行費用 67,073 円

親族の負担による遊興目的での海外旅行費用分を法第 78 条決定しているが、一般的に考えれば、海外旅行に招待する余裕があれば扶養することもできるのではないかと思われる。扶養義務について、扶養義務者より困難と言われればそれまでであったが、海外旅行を招待するようなケースでは、費用返還もさることながら扶養義務について再検討を行うべきである。

(講じた措置の内容)

扶養義務については御指摘のとおり、扶養義務者から扶養困難との回答があれば断念せざるを得ない状況です。

しかしながら、本ケースのような場合は改めて扶養調査を行う等、再度検討していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[4] 課税調査

1 監査結果

(報告書67頁)

(1) 課税調査の対象者

課税調査の対象者から大津市以外に住民登録や外国人登録している被保護者を除いており、また課税調査時に既に保護廃止となっている者を調査対象としていないケースも見られた。課税調査の対象者は調査対象期間に生活保護を受給している者全員とすべきである。

(講じた措置の内容)

大津市に住民票がある場合は、調査対象期間に生活保護を受給している者全員に対し課税調査を実施しています。また、住民登録が大津市以外の者の課税調査は、対象となる市町村に対し、保護申請時に照会し調査していますので、毎年照会するかどうかは、生活実態で就労が疑われる場合など必要に応じて行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書67頁)

(2) 課税調査の不備

平成25年度の60件を抽出して確認したところ6件について1年半経過しているにもかかわらず課税所得データと収入認定額との差額原因を調査できていなかった。収入認定額が少ない場合は保護費の返還を求めなければならない、いまだに解明できていないことは大きな問題であり早急に対応すべきである。

(講じた措置の内容)

差額原因について再調査し、返還を求めています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書67頁)

(3) 課税調査の実施体制と早期化

課税調査の実施において、査察指導員の手作業による課税資料の収入金額と収入認定額との突合せ作業に多くの時間を費やしていることと、係長である査察指導員一人しか担当ケースの課税調査進行状況や内容を把握していないことは問題であり改善が必要である。課税調査の実施漏れや実施の遅れ等を防ぐため、主に査察指導員による進行管理や点検等、課税調査を的確に行う体制を整備すべきである。

また、課税調査の結果、未申告の収入が判明した場合に速やかに確認し、現在も継続して収入がある場合には、当該収入について遅くとも8月分の保護費に反映させる迅速な認定処理を行うことができるよう早急に課税調査手続きを見直すべきである。

(講じた措置の内容)

課税調査の実施漏れや遅れ等があることは御指摘のとおりです。

一方、滋賀県等からは課税調査は査察指導員が行うべきものであるとの指導もあることから、どのように体制の整備ができるか慎重に検討していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

IV 自立支援活動

[2] 訪問調査

1 監査結果

(報告書 71 頁)

(1) 査察指導員のチェック体制の強化

訪問調査実績については毎月ケースワーカーが作成し、査察指導員へ提出することになっており、査察指導員はそれを基に各ケースワーカーへ指導等対応しているとのことであった。また、訪問後に記入するケース記録票については、基本的に査察指導員へ提出することはなく、特別報告する事項があるときには都度決裁を受けるのと、年に 2 回一斉にケース記録票を査察指導員へ提出して決裁を受けることになっているとのことである。また、調査票回答結果によると、平成 26 年 4 月から 7 か月間でケース記録票への記入時期について訪問調査後 5 日を超える場合が半数以上であり、かつ記入直後に決裁を受けているケースはケースワーカー 1 人当たり平均 3.8 件しかない。

現状では、査察指導員が訪問面談時に判明した事項を把握し随時指導することは難しい。本来はケースワーカーがケース記録票に記入した後、速やかに査察指導員の決裁を受けることが望まれる。しかし、文書指示しているケース、未就労のケース、高額家賃に入居中で転居指導しているケースといった状況把握が常時必要なケースについてはその都度決裁すべきである。

(講じた措置の内容)

現在、ケースワーカーが担当する世帯数が標準数の約 1.5 倍となっています。そのため、電話や来所相談への対応に加え、増加する新規申請の調査活動にも相当の時間を費やしていることから、記録整備に時間を要しています。しかしながら、問題のあるケースについては、査察指導員がその状況を早く把握できるよう、訪問面接後、できるかぎり速やかに記録の整備を行い決裁を受けるよう、改めてケースワーカーに周知しました。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 71 頁)

(2) 訪問面談率の向上

ケースワーカーが定期訪問して実際に面談できたのは 70%を切っており、再訪問や臨時訪問も含めた場合は 60%を超える程度となっている。また、調査票回答結果によると、ケ

ケースワーカーの就業時間の約 25%程度の、1 か月のうち 5 日から 6 日程度を訪問する日に当て、1 日当たり平均して 11 件程度を訪問している状況である。さらに、平成 26 年 4 月から 7 か月間で被保護者宅に立ち入って 30 分以上面談した件数にいたっては平均でケースワーカー1 人当たり約 8 件程度しかない。平均担当件数が 103 件と標準件数の 80 件を超えていることが影響しているためか、ケースワーカーが行う業務のうち最も重要かつ中心業務であるべき訪問調査活動が十分に行われていない。被保護世帯の生活状況等を家庭訪問して面談することで確実に把握し、自立を助長するための指導を行うためにも、訪問調査活動に割く日数や時間をさらに多く費やすべきであり、かつ訪問面談率を向上させるよう努めるべきである。

(講じた措置の内容)

訪問面談率の向上は重要な課題であると認識しています。しかしながら、現在、ケースワーカーが担当する世帯数が標準数の約 1.5 倍となっており、電話や来所相談、新規申請の調査、困難ケースの対応、保護費の算定、新しい制度への対応等、ケースワーカーの事務量も年々増加していることから、訪問に割ける日数や時間を現状より増やすことは困難な状況となっています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 7 2 頁)

(3) 訪問頻度基準の作成

ケースワーカーが定期訪問計画を立てる際に、ケースワーカーの手引きに記載されている訪問頻度基準を使用していないため、基本的にケースワーカー個人の裁量により訪問頻度が決められている。世帯状況により柔軟に考慮すべきことはあるにしても、ケースワーカー個人の裁量で訪問頻度が変わることのないよう一定の基準を設けるべきである。

(講じた措置の内容)

訪問頻度基準の作成は重要な課題であると認識しています。しかしながら、現在、ケースワーカーが担当する世帯数が標準数の約 1.5 倍となっており、電話や来所相談、新規申請の調査、困難ケースの対応、保護費の算定、新しい制度への対応等、ケースワーカーの事務量も年々増加していることから、訪問に割ける日数や時間に限りがあり、訪問頻度基準を定めての訪問は困難な状況となっています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 7 2 頁)

(4) 未就労世帯への訪問頻度

大津市福祉事務所が使用しているケースワーカーの手引きには、就労指導中の者のいる世帯へは毎月訪問するように記載されているが、担当者のお話では 3 か月に 1 回程度とのこ

とである。

調査票回答結果（p 99 参照）によると、未就労者への対処方法は、就労支援活動と就労支援プログラムという回答が多かったが、面談頻度が低く被保護者の自立意識があまり無い状態では就労支援プログラムへ参加させても効果は高くないと考えられる。まずはケースワーカーが未就労者と訪問面談し、生活状況や求職状況等を聞き取り、相談に応じながら援助して自立を助長することが基本であり、そのためにも求職活動状況を 2 週間に 1 度提出させ、月 1 回程度訪問面談することが重要である。大津市福祉事務所は、訪問頻度基準を見直すべきであり、特に未就労世帯へは毎月訪問することが望ましい。

（講じた措置の内容）

未就労世帯への訪問は重要であると認識しています。しかしながら、現在、ケースワーカーが担当する世帯数が標準数の約 1.5 倍となっており、電話や来所相談、新規申請の調査、困難ケースの対応、保護費の算定、新しい制度への対応等、ケースワーカーの事務量も年々増加していることから、訪問に割ける日数や時間に限りがあり、未就労世帯への毎月訪問は困難な状況となっています。

（福祉子ども部 生活福祉課）

2 意見

（報告書 7 2 頁）

（1）被保護世帯の正確な状況把握とその記録

訪問調査を実施するに当たっては、事前に目的を明確にし、援助方針や前回訪問記録等を確認してから訪問調査しなければならず、実際に被保護者と面談する際には聴取する内容を明確にしておかなければ、単に雑談をして終わってしまうことも考えられる。関係するケース記録票を確認しても世帯員の活動状況や扶養義務者との交流情報、医療機関や公共職業安定所等の活用状況を的確に記入されている例はあまり見られなかった。

ケースワーカーは、被保護世帯の居住の場所において、生活状況や扶養義務者等との状況を正確に確認して把握し、ケース記録票へ的確に記入すべきである。

（講じた措置の内容）

訪問調査を実施するに当たっては、各ケースワーカーはケース記録を読むか前任のケースワーカーが問題点や援助方針をまとめた引継書を読んだ上で訪問していますので、目的もなく訪問する場合はありません。ケース記録の方法については、ケースワーカーによって個人差が見受けられたため、今年度の新任研修でケース記録の書き方に関する講習を行い、今後の業務に活用していくよう努めています。

（福祉子ども部 生活福祉課）

(報告書 73 頁)

(2) 査察指導台帳の作成

査察指導員は、ケースワーカーが策定した訪問計画や実際の訪問活動等を把握し、ケースに応じた援助内容について助言や指導をケースワーカーにしなければならず、また個々のケースを掌握するために査察指導台帳等を作成し、ケースワーカーに助言や指導した事項、その経過及び結果についても記録しなければならないと都道府県知事等が行う生活保護法施行事務監査事項に掲げられている。しかし、査察指導員は査察指導台帳を作成しておらず、記録を残していない。

ケースワーカーの担当ケースは毎年変更され、査察指導員も替わっていくことを考慮すると、査察指導員から助言、指導されている事項、その経過及び結果等についての記録がなければ、被保護世帯を継続的に援助していくことは不可能といっても過言ではない。従って、査察指導員は個々のケースについて査察指導台帳を作成し、ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について記録し保存すべきである。

(講じた措置の内容)

査察指導台帳については、整備の必要があると認識しており、今後、整備時期も含めて検討します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[3] 自立支援プログラム

1 監査結果

(報告書 79 頁)

(1) 就労支援事業実施要領の遵守

就労支援事業では常勤嘱託の自立支援員を配置し、平成 25 年度の支援対象者 238 名で、そのうち就労・増収を果たした者が 114 名となっている。実施要領に定められている様式のうち、支援対象者が作成すべき自立計画書、ケースワーカーが作成すべき自立支援検討票、自立支援員が作成すべき支援要請者名一覧表が作成されていない。また、支援対象者の有する技能及び知識等労働市場の状況を判断して、就職に有利であると考えられる者に対して行う公共職業訓練や民間の教育訓練講座等の勧奨も行っておらず、要領の一部を遵守できていない。

天津市は生活保護世帯の自立支援を強化する目的で具体的な実施要領を定めている。ケースワーカーと自立支援員が連携しながら稼働能力を有する被保護者の支援を効率的に行うためにも、要領を遵守すべきである。

(講じた措置の内容)

就労支援については、平成 26 年 3 月にはハローワークを市役所内に常設するなど支援体制を変更しています。就労支援事業実施要領は、平成 21 年 4 月に改正された後、見直し

行われていませんでしたので、平成 28 年度中に現在の支援の実態に即して要領そのものを変更します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 80 頁)

(2) 資産台帳の作成

資産活用推進支援事業の実施要領では、支援対象者を年金受給権等を得られる見込みがある者と不動産等の資産を保有している生活保護受給世帯とし、それぞれに状況を把握して世帯ごとに台帳を作成し、手続や活用等を具体的に指導助言するとされている。

しかし、作成された資産台帳には空欄が多く見受けられ、特に資産保有台帳では、65 歳到達予定年月日・土地建物の保有可否・処分指示日・その他の資産・処理経過・ケースワーカーや査察指導員の資産内容確認欄について全ての台帳で記載がなかった。さらに、資産を保有しているのに作成されていないケースが多数存在していることも問題であり、早急に資産台帳を整備すべきである。

(講じた措置の内容)

資産活用を図り、生活保護制度の適正執行の観点からも、資産台帳の整備は重要な課題であると認識しており、他都市の事例を参考に順次、整備していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 80 頁)

(2) 勤労意欲喚起事業の実施

平成 25 年度生活保護業務実施方針に実施予定として挙げられている就労意欲喚起事業が行われていない。被保護者の中には就労意欲が低下している者も存在し、就労支援事業への参加や求職活動を促して、被保護世帯を自立させるためにも当事業は重要であり、実施要領に基づいて実施すべきである。

(講じた措置の内容)

平成 27 年度から、就労意欲喚起事業は被保護者就労準備支援事業という名称に変更になりました。平成 28 年度は事業が実施できるよう予算化し、委託事業として開始する予定です。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[5] 稼働能力のある者への対応状況

1 監査結果

(報告書 84 頁)

(1) 稼働能力の活用状況の管理

各ケース記録票を確認しても被保護世帯の稼働能力や活用状況について一目で理解できるような台帳は作成されていない。厚生労働省社会・援護局長通知の「就労・求職状況管理台帳」を参考に、就労可能な被保護者の求職活動日数、就労日数、収入額等を記載する台帳を作成すべきである。また、就労・求職活動状況について、被保護者から聞き取りし、その内容をケース記録票に必ず記載すべきである。

(講じた措置の内容)

現行のケース台帳のほかに稼働能力活用状況台帳を改めて整備することは、収納や台帳管理において現実問題として困難な状況です。よって、現行のケース台帳において求職活動日数、就労日数、収入等を記載する工夫を検討します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 84 頁)

(2) 稼働能力がある者への就労指導強化

ケース記録票を確認した結果、就労できていない被保護者に対して訪問面談数が少ない場合は就労の可能性が低い状態のままである。就労していないケースについて求職活動状況を確実に 2 週間に 1 度申告させて確認し、訪問面談を行うことで状況を把握しながら、就労支援事業を活用するなど積極的な就労指導を行うべきである。さらに、指導に従わずに真剣に求職活動を行わない者に対しては、文書指示を行い、その結果正当な理由も無く指示に従わない場合は、聴聞会等所要の手続を経て保護の停止又は廃止を検討すべきである。

(講じた措置の内容)

現在、ケースワーカーが担当する世帯数が標準数の約 1.5 倍となっており、電話や来所相談、新規申請の調査等、事務量も年々増加していることから、ケースワーカーによるきめ細やかな就労指導が困難な状況となっています。現在、嘱託職員の就労支援員 2 名がケースワーカーと共に就労支援を行っていますが、平成 28 年度から他の業務に従事する嘱託職員の事務を見直し、就労支援に従事する人数を増やして、就労指導を強化していきます。なお、従来より、指導に従わずに真剣に求職活動を行わない被保護者に対しては、文書指示を行い、その結果正当な理由も無く指示に従わない場合は、聴聞会など所定の手続を経て、保護の停止又は廃止を行っています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[6] リバースモーゲージ

1 意見

(報告書 86 頁)

(1) リバースモーゲージの月額算定について

過去に唯一リバースモーゲージの対象となったケースではリバースモーゲージの月額借入金額が、保護費に比し著しく高額である。このケースでは、リバースモーゲージ適用により生活保護が廃止される直前の生活保護費は、生活扶助基準額 75,550 円から収入充当額 57,502 円を差し引いた 15,098 円である。しかし当該ケースでは月々 13 万円が生活福祉資金として振り込まれている。これは、「特別加算額」としてクーラー設置、内装工事、テレビ、冷蔵庫、永代供養等の臨時的な支出までも算定して 12 か月で除したものを加算している。クーラー設置、内装工事、テレビ、冷蔵庫、永代供養等は毎年発生する費用ではないため、月額に加算することは不合理である。その結果、リバースモーゲージ対象期間が短くなり、要保護者が余分に金銭を消費していれば再び生活保護費を支給しなくてはならなくなるので、合理的に月額算定を行うべきである。

(講じた措置の内容)

平成 27 年度に、リバースモーゲージの対象世帯が 2 世帯ありましたが、月額借入金額の算定が適切になるよう申請しました。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 86 頁)

(2) リバースモーゲージの的中断について

あるケースではリバースモーゲージを検討し、被保護者からリバースモーゲージへの同意書等を徴し社会福祉協議会に事前審査に係る書類を提出したが、外国籍であるため母国の戸籍に相当する書類を提出するように指示を受けた。しかし母国の戸籍をとらず、ケース記録票に「任意売却する意思を確認したが、住み慣れたところなのでこのまま住み続けたいとのこと」と記載があり土地建物の保有を認めることとしている。

このケースは母国の戸籍を取得し、再度リバースモーゲージの手続きを行うべきである。

(講じた措置の内容)

御指摘のケースについては、国交が樹立していない国の戸籍取得が必要との手続上の課題があります。また、滋賀県社会福祉協議会と協議したところ、戸籍に代わる相続人を特定できる資料もないことから、現状でリバースモーゲージの手続きを行うことは考えておりません。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 86 頁)

(3) 滋賀県社会福祉協議会との連携について

平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金（要保護者向け不動産担保型生活資金）貸付制度の運営について」が発遣されている。これによると「都道府県社協会長は、原則として借入申込みの申請のあった日から 1 月以内に、貸付の可否を決定するものとする。」とあるが、借入申込みから貸付の可否の通知まで平均で 9 か月半かかっている。滋賀県社会福祉協議会との連携を密にし、要領どおり 1 か月以内に決定されるように働きかけるべきである。

(講じた措置の内容)

平成 27 年度に申請した 2 件については、早急に決定をしていただくよう要請しました。

(福祉子ども部 生活福祉課)

[7] 資産保有者への対応

1 監査結果

(報告書 92 頁)

(1) 所有不動産に対する組織的対応

大津市では、要保護者が不動産を所有している場合の対応について統一的な基準を設けておらず、どのように対応すべきかを記した具体的なマニュアルも存在しないため、ケースワーカーや査察指導員ごとに判断が相違しており、要保護者に対して一律の対応ができていない。また、ケース記録票には現在不動産を所有する被保護者に対して、保有を認めるか売却を指導しているとの記載があるのみで、資産活用の方法や手続き等を具体的に指導した内容や、間貸しや売却に向けた被保護者の進捗状況聴取が記載されているものはほとんど見受けられなかった。

所有不動産に対する保有の認否基準、活用手法、手続、指導方法等を記したマニュアルを作成し、ケースワーカーが一律に対応できるようにすべきである。さらに、対応に苦慮するケース等についてはケース診断会議に諮り、組織的に判断すべきである。

(講じた措置の内容)

所有不動産の保有限度及び資産活用の取扱いについては、厚生労働省の通知、通達の内容や他都市の事例を参考に、平成 29 年度にマニュアルを作成するべく取り組んでいます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 92 頁)

(2) 不動産所有者に対する指導

大津市福祉事務所は保護するに当たり基本的に不動産所有者については保護する対象ではないとしており、まずは売却するよう指導しているとのことである。それにもかかわら

ず土地建物を所有している被保護者が多数存在し、不動産評価額が 500 万円を超えるケースが 36 件確認された。また、ケース診断会議等において資産保有の認否を検討している事案もない。資産保有を認めていないのであれば、早急に売却するよう指示等行うべきである。

(講じた措置の内容)

売却指導をする基準としては、厚生労働省の通知、通達の中で 30 歳代の夫婦と 4 歳の子からなる世帯の最低生活費に 10 年を乗じ、地域との均衡性や事情を考慮した額をもってケース診断会議等に諮って検討することとされています。最低生活費に 10 年を乗じた額は約 2,300 万円程度となり、売却の検討に付す目安がかなり高額になります。処分の実現性にも鑑みて、基準を下げて売却指導を検討していきます。ただし、居住の用に供しており、処分価値が小さい又は困難なものについては、保有を認め、売却の際は法第 63 条にて保護費の返還を求めることとします。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 9 2 頁)

(3) 不動産の活用方法の徹底

一部のケース記録票を確認しただけでも、土地や建物を複数所有しているケース、家庭菜園程度の畑や雑種地を保有しているケース、居住用不動産だが面積が広いケース等、保有不動産を活用できていないケースが多数見受けられた。これらの不動産の固定資産税が減免されていることも考慮すると大きな問題であり売却等指導すべきである。

また、居住用不動産については保有が認められる場合もあるが、1人世帯であるにもかかわらず部屋数に余裕がある場合や、敷地が広いというケースについては、間貸しや売却等の資産活用を考慮すべきであり早急な対応が必要である。

(講じた措置の内容)

不動産所有ケースについては、保有又は売却という二択の指導方法になっており、厚生労働省の通知、通達によると、売却ができない場合でもその活用を図るよう指導があります。実際に活用するためには、地域の不動産需要や利便性、また活用するための整備費の問題等多くの課題があり、個別にケース診断会議で検討していくこととします。

(福祉子ども部 生活福祉課)

2 意見

(報告書 9 2 頁)

(1) 資産保有状況の定期的申告

各被保護世帯の資産保有状況に関して、ケースワーカーが知り得る機会は被保護者からの申告が基本であり、保護受給中に被保護者本人から資産保有状況を継続的に聴取するこ

とはしていない。資産を保有した場合は即座にケースワーカーへ連絡することや活用しなければならぬことを認識させる意味においても、固定資産税にかかる固定資産評価額の評価替えが行われる3年ごとに被保護者から書面を提出させるべきである。

(講じた措置の内容)

厚生労働省の通知、通達においても不動産保有状況を不動産評価額の評価替えの3年ごとに被保護者から申告をさせるなど、状況把握をするよう指導されています。不動産保有ケースについては、平成29年度からケース台帳上も保有状況が把握しやすいよう管理表を整備するとともに、売却時の申告など異動の際における連絡義務について周知します。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書93頁)

(2) 対象ケースの把握

被保護者が大津市以外に所有している資産は、本人から受領した資産申告書に記載されていない場合には把握できないのが現状である。あるケースでは他の都道府県に所有している不動産の存在を把握し、資産活用方針に至るまでに保護開始から12年超経過してしまった。しかも資産活用方針に至る5年前に当該不動産が存する市町村から、固定資産税の減免のために当該被保護者が保護対象者であるか照会があり、「保護対象者である」旨回答している。少なくともこの時点で当該不動産の存在を把握し、リバースモーゲージ又は売却指示すべきケースである。大津市内の不動産は当然であるが、大津市以外の所有不動産も把握に努めるべきである。

(講じた措置の内容)

被保護者からの申告がない限り、当該被保護者の所有不動産を把握するには、各市町村の固定資産税関係から調べるしか方法がないのが実情です。しかしながら、被保護者の居住歴、生活歴から、必要に応じて他の市町村にも照会しています。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書93頁)

(3) 自動車等保有台帳の作成

大津市福祉事務所は自動車保有を容認しているケースについて、滋賀県へ報告するために、保護開始年月日や世帯構成、車種、年式、車の状況、所有者、保有開始日、保有を認めている理由を記載した書類を作成している。しかし、保有を認めているにもかかわらず報告書に挙がっていないケースもあることから、記載漏れ等が考えられ、正確な書類を作成して管理すべきである。さらに、保有を認めていない自動車とオートバイについても台帳を作成して管理すべきである。

(講じた措置の内容)

保有台帳については、報告用に活用されているのみで保有ケースに対する指導に使わない状況にあります。特に保有を容認したケースが、保有要件を欠く状況になったにもかかわらずそのまま保有し続けているなど、日常的に管理していく必要があります。今一度台帳を整備し、自動車等の管理や被保護者への指導を行います。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書93頁)

(4) 自動車等保有調査

被保護者が自動車・軽自動車・オートバイを保有しているかについては、本人申告の場合や被保護者宅へ訪問した時にたまたま判明するといった場合がほとんどである。軽自動車とオートバイについては大津市へ、自動車は陸運局へ定期的に被保護者や家族の氏名で照会し、保有の有無を確認すべきである。

(講じた措置の内容)

被保護者から同意書を徴取しており、これに基づいて陸運局等へ調査をし、保有状況の把握に努めています。しかしながら、昨今個人情報の管理が厳しく、被保護者の名前だけで保有登録がある自動車等の回答を求めることはできず、また、運転免許を取得できる年齢層の被保護者の調査は陸運局等の側の負担の大きいものになるため、現実的に困難な状況です。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書93頁)

(5) 自動車等処分指導

大津市は基本的に自動車や総排気量 125cc を超えるオートバイの保有は認めておらず、障害者の通院等の用途等に限って保有を認めている。しかし、保有を認めていないにもかかわらず、口頭指示を無視し乗車しているケースが多数存在する。早急に文書指示も含めた対応が必要であり、保有を認めないとする大津市としての姿勢を示すべきである。

また、保有を認めていないにもかかわらず自動車等を保有している場合、職場近辺への転居指導等、あらゆる方策を検討して指示し、安易に保有を認めることはすべきではない。

(講じた措置の内容)

自動車等の保有については、厚生労働省の通知、通達に従い、その可否を検討し、結論を出して指導しています。しかしながら、当初認めていた保有要件を欠く状況になってもそのまま保有を主張し、保有し続けるケースも存在します。転居指導等の対応策も示しながら文書指示や聴聞会を開いて停止も含む厳しい姿勢で臨んでいますが、昨今、全国的にも裁判になったケースで実施機関側が敗訴することも多いのが現状です。今後も厚生労働省の示す通知、通達に従い、適正に対応します。

VI 総括的事項

1 監査結果

(報告書 103頁)

(1) 文書の保存について

課税調査、レセプトチェックや保護費支給手続における実際の支給処理の確認書類など、手続を実施したことを記録する重要な書類であるにもかかわらず、書類が短期間で廃棄されている。担当課としては、事務処理のメモであるため処理が終われば廃棄しているとのことであるが、課税調査等の重要な調査記録が廃棄されていると調査が行われたかどうか的事後的には不明な状況である。

確認調査をした資料などは一定期間保管する必要がある。

(講じた措置の内容)

文書保存については、大津市文書取扱規程に基づいて保存管理を行っています。国費に関連するものは、5年が目安になっていますが、メモや公文書扱いにならない資料などは、量も膨大となるため、廃棄している状況です。しかしながら、事後に活用できる資料や根拠となるデータについては、大津市文書取扱規程に則した形式にして保存していきます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 103頁)

(2) 文書指示の管理方法

文書指示の管理は、現在各ケースワーカーが行っており、大津市福祉事務所全体として文書指示が出ている状況や文書指示に対する改善状況は把握されていない。各ケースワーカー任せにせず大津市福祉事務所として文書指示に対する状況把握を行うべきである。

(講じた措置の内容)

文書指示は、法第27条の規定に基づき、二度改善が認められない場合、ケース診断会議で審議をして聴聞会で弁明の機会を設け、保護の廃止を含む処分に至る場合もあります。このように改善のない場合は福祉事務所として対応していますが、これ以外は個々のケースワーカーで管理しているのが現状です。今後は、文書管理システムを利用して、一覧表にして福祉事務所内で管理、情報共有するよう努めます。

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書 103頁)

(3) ケースワーカーの確保

平成26年3月末時点での保護世帯数が3,009に対して、ケースワーカーの数は29名と

なっており、ケースワーカー1名当たりの保護世帯数は約103世帯である。社会福祉法第16条で定める標準数1ケースワーカー当たり80世帯を超過している状況であり、この状況は過去3年継続している。

1名当たりの担当世帯数が多すぎると各保護世帯に対し時間的に十分な接触ができず、必要な指導ができないおそれを常に有している。

各保護世帯を適切に指導し、生活保護費を適正に執行する意味からも必要な人員の確保をされたい。

(講じた措置の内容)

平成27年度途中から休職者が更に1名増え、休職者を除く実働ケースワーカー数が25名、標準数に比して不足するケースワーカー数が13名、1ケースワーカー当たりの担当世帯数が123世帯となっています。

ケースワーカーの仕事は世帯訪問、被保護者対応、保護費の算定、課税調査等の季節ごとの業務など多岐にわたり、適切な処遇方針の決定や不正受給の防止には世帯の実態を把握することが必須です。しかしながら、標準数の約1.5倍の世帯を担当する現状では、必要なケースワークが実施できず、また、時間外勤務も増加の一途をたどっていることから、現行の人員体制では業務に支障をきたすことも懸念されるため、増員を予定しています。

(総務部 人事課)

(福祉子ども部 生活福祉課)

(報告書103頁)

(4) ケースワーカーの経験年数

ケースワーカーは、全員社会福祉主事の資格を有するものの、必ずしも福祉の業務に専門的に従事しているわけではなく、大津市で一般行政職として採用された職員が人事ローテーションの一環としてケースワーカーを行っているのが現状である。

平成25年4月1日時点

経験年数(年)	0	1	2	3	4	合計
人数(人)	12	3	7	6	1	29

生活保護世帯は、様々な問題を抱えていることが多く、その対応には相当の経験が必要と思われるが、現実にはケースワーカー29名中12名が新たに配置されケースワーカーになっており、最も長いケースワーカーでも4年である。

職務経験や人生経験が必要な部署と思われるため、ケースワーカーの専門職としての取扱い、ケースワーカーとなる資格を有する嘱託職員を採用することによる経験年数の長期化、臨時職員を活用することによる業務分担の見直しも検討されたい。

(講じた措置の内容)

生活保護業務は、生き辛さを抱える被保護者のプライバシーに踏み込み、ときには被保護者から威嚇や罵倒を受けるなど、心理的な負担が多い業務です。ケースワーカーの職務

内容は被保護者世帯訪問、被保護者対応、関係機関との調整、各種事務処理等、多岐にわたり、また、介護保険や障がい者施策、年金事務等、幅広い知識が求められ、業務量も多いことから、正規職員でも負担が大きいケースワーク業務を臨時職員に従事させることは適切ではないと考えています。面接相談や就労支援、資産調査、定期的な扶養照会等、ケースワーカー以外でも可能な業務は既に嘱託職員が担当していますが、更に業務分担を図れるものがないか検討していくとともに、嘱託職員の採用についても、今後、検討していきます。なお、福祉専門職の採用については、配属所属が限られることなど、配置上の課題があると認識しています。

(総務部 人事課)

(福祉子ども部 生活福祉課)

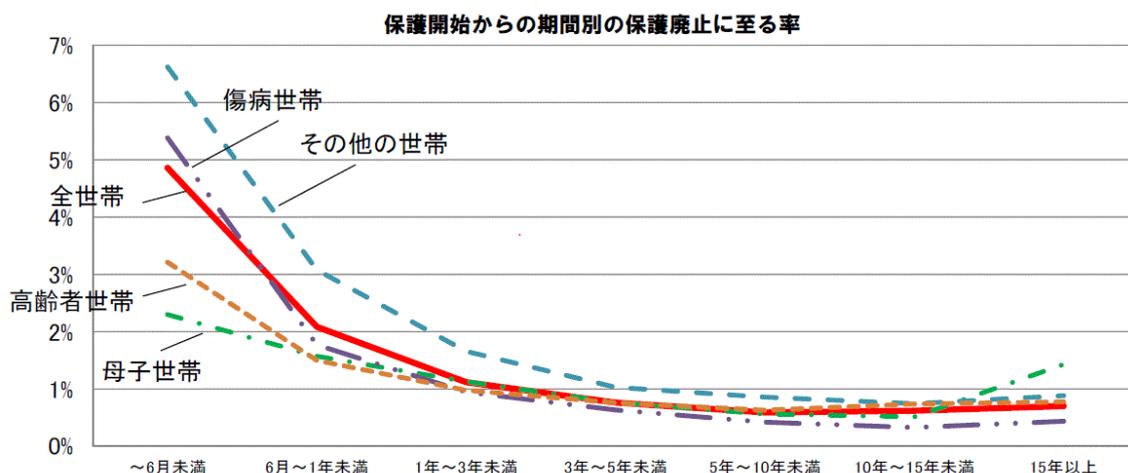
(報告書 104頁)

(5) 総括的判断

生活保護は、生活に困窮した場合の「最後のセーフティネット」の役割を担っており、生活保護費が増大傾向にあるからと言って、すぐに歳出削減の対象とすべきものではない。

しかし、生活保護費を不正受給する者に対しては、財政面からも生活保護費を間接的に負担する納税者の心情を考えると、断固たる対策を講じる必要がある。その点、大津市の不正受給に対する対応はこれまで述べたように厳格さとスピード感に欠け、不正受給対策が万全とは言えない。不正受給対策の重要度を認識し、人員の確保を含めた現状の実施体制を改善し、不正受給対策を強化すべきである。

また、自立支援への対応についても、法第 1 条において「自立を助長することを目的とする。」と明示されているにもかかわらず自立支援への第一歩であるケースワーカーによる相談や指導が十分とは言えない。被保護者全国一斉調査(平成 22 年度)によれば、保護開始からの期間別の保護廃止に至る率は次表のようになっている。



保護開始からの期間別に保護廃止に至る率をみると、どの世帯類型においても、6か月未満が最も高く、それ以降は逡減していく。この傾向は稼働年齢層を含む「その他世帯」や傷病世帯において顕著である。大津市においても、このような実態を踏まえ、稼働年齢層の保護開始直後には、ベテランケースワーカーが担当し、集中的に相談や指導を行うことも検討されたい。

また、「第4節自立支援活動」で記述したように自立支援活動全般に取組が消極的である。自立支援活動は法第1条で定める生活保護制度の主目的であるばかりでなく、被保護者本人にとっても、財政的な観点からも極めて重要である。そして、自立支援活動の中心となるのは日々被保護者と接するケースワーカーであり、組織としての大津市福祉事務所であることを十分に認識し、自立を助長する活動を強化されたい。

(講じた措置の内容)

御指摘の不正受給対策及び自立支援活動の強化については、生活保護制度を実施していく上で積極的に取り組むべきことと認識しています。しかしながら、現在の人員体制では、あらゆる業務を完全に執行することが困難な状況にあります。

ベテランケースワーカーは、困難ケースの対応や新任ケースワーカーの指導、補助等、大きな役割を果たしているため、保護開始直後の稼働年齢層の相談・指導を一手に引き受けることは困難です。現状においては、就労支援員や自立支援員も活用しながら、不正受給対策や被保護者の自立に向けて全てのケースワーカーによって取り組んでいく方針です。

(福祉子ども部 生活福祉課)

ごみ処理に関する事務の執行及び事業の管理について

I 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画関連

[1] 減量計画

1 意見

(報告書 1 2 3 頁)

(1) 大津市ごみ減量実施プランの目標値について

ごみの減量には事業者の協力も大変重要であるが、ごみ全量の 67.2%を占める家庭系のごみを減量させることが、大津市の燃やせるごみ減量に大きな影響を及ぼす。なかでも家庭系ごみの 50%以上を占める厨芥類（生ごみ）を減量させることが重要であるにもかかわらず、家庭系ごみの生ごみの減量目標は 5%にとどまっている。家庭系生ごみの減量のため、フードロス削減運動の推進や生ごみの水切りの推進という広報・啓発運動を掲げている。その水切りの徹底についても、「大津市ごみ減量実施プラン」に記載されているように、他都市では 10%の減量が報告されているが、大津市の目標は全体として 5%の減量とするにとどまっており、家庭系の生ごみ削減目標が他都市の実績の半分である。生ごみの燃やせるごみからの減量について、より積極的な施策が必要である。

(講じた措置の内容)

本年度末に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画後期計画」において、新たなごみ減量目標を掲げており、同計画に基づく施策を実施していくことで、生ごみの減量の実現を目指します。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[2] 原価計算制度の導入

1 意見

(報告書 1 2 5 頁)

(1) 原価計算制度の整備の必要性

今後、一般廃棄物会計基準を適用することも含めて、廃棄物処理事業について、体系的な原価計算制度を整備する必要がある。

原価計算制度を整備するにあたり、廃棄物処理施設の稼働には多額な設備投資が必要となるため、廃棄物処理施設のプラントなどの固定資産の減価償却計算を行う必要がある。

しかし、各自治体の場合、地方自治法に基づきいわゆる単式簿記で予算・決算を作成しているため、複式簿記より誘導される貸借対照表の作成は義務付けられてはいない。最近、各自治体で貸借対照表を作成し開示しており、大津市も貸借対照表を開示しているが、各廃棄物処理施設にどれだけの固定資産が計上されるかについて網羅的に把握できていないのが現状である。従って、原価計算制度の整備に当たっては、各廃棄物処理施設にある固定資産の把握・管理も進められたい。

(講じた措置の内容)

原価計算制度の整備は、自治体間比較を通じて客観的な視点で現状を検証することが目的ですが、一般廃棄物の処理方法については各自治体において千差万別であり、一般廃棄物会計基準で想定している処理フローと異なる点については、各自治体の判断でデータの配分が行なわれるなど自治体間比較が困難であります。そのため、会計基準の適用や原価計算制度の整備については、長期的に必要性も含め検討していきます。

なお、処理施設の固定資産の把握・管理については各処理施設で行っており、今後ともその把握に努めていきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

II 収集運搬業務関連

[1] 収集運搬業務

1 監査結果

(報告書 135頁)

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託の随意契約について

現在の委託業者とは元々は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の関連もあり、1 者随意契約が行われ現在も継続されている。確かに、50 年に渡り委託事業を行えば経験も蓄積され新たなトラブルを発生させることなく委託事業を遂行させるということは推測できる。

しかし、随意契約を行う理由に掲げている（理由 1）の一般廃棄物収集運搬業務が公法上の契約であるため、地方自治法 234 条は適用されないとしても、委託業者の選定にあたり、競争入札の手続を行うことを否定しているわけではなく、現に、平成 26 年に高松市が行った調査によれば中核市のうち半数以上の市で何らかの形で一般廃棄物収集運搬業務につき入札の手続きを導入している。（理由 2）の委託基準法令の適合性については入札による場合でも仕様に定めればよいことであって、「長年の経験上集積場等の状況を熟知している」ことについては、集積場の状況等につき大津市が現在の受託業者以上に熟知した上で、仕様書の中で状況を明らかにすれば足りることであり、絶対的な理由とは言い難い。

また、特定の 1 者が圧倒的に経験やノウハウを有していると言うことは、裏を返せば、現在のところ、現在の委託業者の代行を行える業者もないわけであり、このこと自体潜在的なリスクを有しているとも言える。

ごみ処理費用に占める収集運搬業務委託費の金額的な重要性と、現在の委託業者に事故等が発生した場合に代替業者がすぐには見つからない可能性があることを考えれば、いつまでも特定の業者と従来どおりの発注方式により随意契約を続けるのではなく、発注方法を見直し競争入札により業者選定を行うことを検討されたい。

大津市の場合、現在と同じ条件（前年と同一エリア、契約期間 1 年、契約の準備から契約締結まで 1 か月等）のまま、随意契約から競争入札に業者選定方法を変更したところで

現実的に現行業者以外は応募しにくい状況にある。そのため、競争入札を行うには周知期間をおいた上で、エリアもある程度細分化し、契約期間は 5 年程度、契約の準備期間も十分確保するなど競争できる環境を確保した上で、選定方法を変更する必要があると考える。

(講じた措置の内容)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市には一般廃棄物（ごみ）の処理責任があり、処理を委託する場合には経済性の確保等ではなく、収集運搬業務の確実な履行を求めています。契約業者は区域内の集積所の状況等を熟知し、また、収集運搬車両の設備を保有していることから、効率的かつ安全に業務を行えるため、現状では公法上における随意契約としています。

今後とも、法令を遵守し、市民サービスが滞らない範囲で、指摘の趣旨に留意しつつ環境部内の委託契約審査委員会において精査し、契約方法について判断していきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

2 意見

(報告書 1 3 6 頁)

(1) 収集運搬に関する資料整備について

大津市は、委託業者の家庭系ゴミの収集ルートを仕様書が作成できるまでには把握していない。収集運搬につき、競争入札の手続をとろうとすれば、実施業務を書面で適切に指示を行う必要があり、収集ルートを把握し文書化することは、委託業務の遂行状況を把握するという意味からも必要であり、資料整備を進められたい。

(講じた措置の内容)

収集日のごみ量や交通状況などの様々な要因により臨機応変に対応することが必要なため一定のルートを設定することは困難であります。

現在、ごみ管理システムにより集積所の位置情報を整備し収集運搬の確実な履行に努めており、収集ルートを把握し文書化することが委託業務の遂行状況を把握することには繋がらないと考えます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

(報告書 1 3 6 頁)

(2) 積算の方法について

③車両の利用実態

パッカー車、平ボディ車ともに 4 トン車を利用する前提で原価計算が行われている。しかし、委託業者の車両保有状況を見るとパッカー車、平ボディ車ともに 4 トン車も保有しているが 3 トン車、2 トン車も保有されており、1 者随契を行うのであれば利用実態に即した原価計算を行う必要がある。利用車両ごとの原価計算を実施されたい。

(講じた措置の内容)

車両の利用は、最も効率よく収集運搬が完了できるよう委託業者が都度運用しています。委託業者の車両の保有状況と日々の利用実態は異なるため、本市が正確に利用実態を把握することは困難であると考えます。そのため、最も経済的かつ合理的な基準として、積載重量、容量が大きく効率的に収集運搬ができる4トン車で積算しています。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[2] 紙ごみの収集

1 監査結果

(報告書139頁)

(2) 収集業者の選定について

紙ごみの収集運搬の委託事業者は、これまで大津市で一般廃棄物の収集運搬を受託してきた4業者に1者特命の随意契約によって決定されている。選定理由は、先に説明したとおりであるが、紙ごみに関して言えば、従来から集団回収に係わっていた回収事業者も回収することは可能であると考えられる。

従来どおりの、広域のエリア別に選定しようとする業者が限られるが、エリアを小さく分けることなどにより、競争原理が働くような発注方法を検討し、委託料のコストダウンをどうすれば行えるのか検討されたい。

(講じた措置の内容)

集団資源回収の指定回収業者は、回収日や拠点の増加に対応できない事業者が多く、また、回収エリアも限定的であります。このため、紙ごみの収集は、収集運搬業務の確実な履行を求めて、現状では公法上における随意契約としています。

今後とも契約に当たっては、法令を遵守し、市民サービスが滞らない範囲で、指摘の趣旨に留意しつつ環境部内の委託契約審査委員会において精査し、契約方法について判断していきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

(報告書139頁)

(3) 収集運搬業者と売却先の紙問屋について

通常、市内から発生したごみは市の処理施設に持ち込まれ処理されるが、「紙ごみ」は新しい分別であり、現状の大津市の施設では受入保管するだけの容量がなく、排出の時点で市民の分別が徹底されており、そのままの様態で有価での取引が可能となるため、直接引き取り事業者へ持ち込みし、売却している。大津市は収集運搬委託業者から搬入量の報告を受け、紙問屋から月量報告を受けることにより、売却代金の妥当性を確認している。しかし、当該確認は収集運搬業者と紙問屋が異なる事業者であるから、牽制が働くのであり、

両者が同一事業者の場合には、報告書の改ざんは容易に行うことができ確認する意味がない。現在、収集運搬業者と売却先が同一の事業者があるが、別事業者にする必要がある。

(講じた措置の内容)

紙ごみの行政回収は平成 26 年 1 月より開始したもので、市民の混乱を防ぎ、負担を軽減させるために、収集場所は従来のごみ集積所を活用しました。このため収集運搬業務の確実な履行を求め、既存の定期収集請負業者に委託しています。

引き取り業者については、既存のごみ収集運搬受託業者、集団資源回収の指定古紙回収業者、古紙問屋を対象に、保管場所や分別作業能力、車両の計量装置の有無等の条件を満足する事業者を選定したものであります。

御指摘の収集運搬業者と売却先が同一事業者である場合について、収集量の増は収集委託料（業者の収入）の増と売却代金（業者の支出）の増につながり、収集量の減は委託料と売却代金の減につながるという相関関係にあること、さらに、収集委託料の積算は市の内部で行っていることから、どれだけ収集量を操作すれば当該事業者の利益につながるかを判断することはできず、一定の牽制が働くものと考えます。

したがって、収集運搬業者と売却先を別事業者にする必要はないと考えます。

なお、現在紙ごみを引き取っている事業者は、市内の北部・中南部・東部にそれぞれ位置しており、収集運搬業者が概ね均等な距離の往来を実現でき、収集運搬委託料や収集時間遅延の抑制に寄与しているとの観点から、現行の事業者への引き渡しが最適であると考えます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[3] 家庭系・事業系ごみ質調査（搬入物展開調査）

1 意見

(報告書 1 4 2 頁)

(1) 調査の回数について

展開調査においては事業系のごみを家庭系と偽って搬入されていないかどうかを確認する数少ない機会であり、過去の不正事例からみても、当調査は重要である。それと同時に正しい排出を市民に指導していけるよう、誤った排出がないか、あればどのようなものかなどを確認するという視点で行うことも必要である。しかし、平成 25 年度、平成 26 年度のように年に 1 回や 2 回の調査では、指導のためのデータ収集や不正防止の牽制効果も期待できない。事業系ごみは展開調査をすればわかることも多く、混入の牽制には大変有効な手段であることから、最低月 1 回程度の調査、指導となるよう調査回数を増やすことが必要である。

(講じた措置の内容)

平成 27 年 8 月より事業系一般廃棄物の展開調査を民間委託し、現在は月に 2 日間の調査を実施しています。

(報告書 1 4 2 頁)

(2) 事業系の可燃ごみの排出について

事業系可燃ごみにペットボトル、空き缶、電池、プラスチックなどの排出基準違反が必ず少なくない割合で発見されている。平成 26 年度の展開調査においても、プラスチックのみが入った袋や空き缶や電池を段ボール箱の中に隠した排出などがあった。平成 26 年度からは、事業者が収集運搬業者に委託して一般廃棄物を排出するなどの場合に、大津市指定の項目について記載された「マニフェスト」を収集運搬業者経由で、大津市への提出が義務付けされている。違反事業者からの排出を適正に指導するには、その排出がどの事業者から排出されたのかを特定することが必要である。そのためには、収集者の記憶をたどる際に参考にはできるが、特定することはできないマニフェストを利用するのではなく、一部の市町村で実施されているように、ごみ袋に事業者の名称を記入するようにすることが適正な排出を促すことには有効である。

(講じた措置の内容)

平成 26 年 4 月から導入したマニフェストについては、制度への排出事業者の理解によりごみの適正処理と減量につながっており、現在のマニフェスト制度の理解を更に深めていく中で、今後の運用と合わせ状況を注視していきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

(報告書 1 4 2 頁)

(3) 展開調査の実施結果報告書について

平成 26 年 12 月 10 日に実施された展開調査において、家庭系可燃ごみに花屋から出たと思われるフラワーアレンジメント用の吸水スポンジ（フラワーフォーム）や花のごみが入っている袋が混在していた。その場で大津市担当者が収集運搬業者に収集場所を確認したが、記憶しておらず、花屋の特定はできなかった。しかし、当展開調査の実施結果報告書にはフラワーフォーム混在についての報告はなされておらず、「特に異常は見られなかった」と記載されている。家庭系ごみに事業系ごみが混在していないかを確認することが展開調査の目的の一つであり、当該事項が疑われる事項については、結果報告書に記載するとともに、以後の適正排出につながるよう指導することが必要である。

(講じた措置の内容)

平成 27 年 8 月より民間委託して実施している展開調査の結果、違反等があった場合には、処分指針や処分基準に従って適切な指導（処分）を行っています。

(環境部 廃棄物減量推進課)

Ⅲ 一般廃棄物に関する中間処理及び最終処分関連の共通的事項

[1] 地区環境整備事業費

1 監査結果

(報告書160頁)

(1) 地区環境整備事業費等の見直しについて

一般廃棄物処理施設を有する地域において、地元住民の理解を得るため社会資本整備を基本とする諸事業を地区整備事業として実施することには理解できるが、大津市と同規模人口の他都市等や、滋賀県内の自治体等の自治振興費や地区環境整備事業とを比較すると大津市は高水準で事業を実施している。昨今の財政状況が厳しいことをふまえると、今後一定の検討の余地がある。

このような中、大津市では平成24年12月に策定した大津市補助制度適正化基本方針及び大石学区への自治振興対策事業補助金支出をめぐる判決を受けて、地区環境整備事業全体の見直しを実施している。大津クリーンセンターでは、平成26年3月をもって、焼却施設は廃炉となり、同年4月からは再資源化施設及び破碎施設のみとなったことから、地元との交渉の上、平成26年3月に大石学区と交換した覚書は補助内容の明確化及び適正化をふまえた内容としたことに加え、自治振興費の減額も行なわれている。

ただし、これまでの自治振興費や地区環境整備事業費の交付水準が高かったため、減額を行っても他市と比較するとまだまだ補助金の交付額は高額であると思われる。今後も大津市では焼却施設の建替え、処分場の建設などが予定されていることから、地元自治会等との十分な協議において、補助金適正化方針を遵守することはもちろん、他市の状況も参考にしつつ、更なる地区環境整備事業費の支出水準の見直しを行われたい。

(講じた措置の内容)

平成25年12月に大津市地区環境整備事業検討委員会において、今後、新たに交換する覚書の考え方や現在の覚書による地区環境整備事業の考え方、さらには、補助事業についても新たな補助基本額、補助率、補助限度額等の考え方により見直しを行ったところであり、現在も適宜、必要な見直しを行っています。

(環境部 施設整備課)

2 意見

(報告書161頁)

(1) 検討委員会の審議内容について

検討委員会において、地区環境整備事業のあり方の検討や、個別事業毎の審議についても適正な公益性、公平性、透明性を遵守し審議を行うため、事業毎に選定基準を点数化した採点表を用いるなど工夫しながら十分な審議が行われ、議事録も適切に作成、保存されている。

ただし、検討委員会で審議されるのは新規事業であり、自治振興対策事業補助金や同じ路線等の道路、農業水路など毎年支出されるものや、複数回支出されるものは継続事業として検討委員会の審議対象にはならない。しかし、継続事業のなかでも、長期間にわたっているもの、金額的に重要性のある事業等について定期的に見直しを設けるため審議事業とすべきである。

(講じた措置の内容)

現在、検討委員会では、新規事業については詳細な審議を行っており、継続事業については、過去に検討委員会で承認された事業を引き続いて実施する事業などもあることから詳細な審議は行っていませんが、補助事業は、公益性、公平性及び透明性を求められる事業であるため、継続事業についても、必要に応じて適宜審議を実施しています。

(環境部 施設整備課)

(報告書 161頁)

(3) 富士見市民温水プール利用補填金について

富士見市民温水プールでは、環境美化センターの設置に伴い、地元住民の理解を得るため環境整備事業の一環として、富士見市民温水プールについて学区住民の利用者に対して優待カードを発行し、利用者が無料でプールを利用できるようにしている。プールの管理は指定管理者が行っており、大津市は優待カードを利用された場合、その利用に係る料金について指定管理者に支払っている。

学区住民が優待カードを利用した場合、指定管理者が優待カードを預かり、優待カードに基づいてカード番号と氏名を指定管理者が利用者受付簿に記入し、それを集計して大津市に請求している。

この手続きでは、指定管理者が自ら受付簿に記入することから、利用補填金の検証を行うことが困難な状況である。受付簿に利用者本人が自署するように変更する等、事故を未然に防ぐ方策を検討されたい。

(講じた措置の内容)

現在は、富士見市民温水プール指定管理者において受付簿を記入しているところですが、平成 28 年度から、受付簿に利用者本人が自署するよう実施します。

(環境部 施設整備課)

[3] 資源化物(有価物) 売買契約

1 監査結果

(報告書 165頁)

(1) 委託業者選定方法について

資源ゴミとして回収された缶や燃えないゴミから出るスチール破砕屑などの売却につき

売却する相手方として随意契約により特定業者を選定している。

選定理由として、運転状況に合わせて機動的に処理できること、廃品回収業者としての実績、北部クリーンセンターでの分別作業を受託していくことをあげている。

しかし、機動的に処理する業者は当該業者しかないとしているが、一般に募集はなされておらず、他の業者が有利な買取条件で引き取る可能性があるにもかかわらず1者特命で随意契約を行うことは望ましくない。スチール缶リサイクル協会の調べによれば、自治体の57.3%が入札によりスチール缶の売却価格を決めている。

有価物の売却に係わる契約は、競争入札にて業者選定を行うかもしくは容器包装リサイクル法の定めに従った処理を行うべきである。

(講じた措置の内容)

本市の一般廃棄物処理事業は経済的な利益の追求ではなく、法に基づく適正処理が目的であります。

資源化処理は北部クリーンセンターと大津クリーンセンターにて行っていますが、各施設の保管容量に余裕が無いことから、適正処理のためには市場価格にかかわらず資源化物を随時搬出する必要があります。そのため、各施設における業務に支障が出ないように、選別から搬出までを一環して行える業者と随意契約しています。

現在、新たなリサイクル施設を計画中であり、その施設整備に際し入札方法等を検討します。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[4] ごみ処理施設の電力料金

1 意見

(報告書167頁)

(1) 電力会社との契約

過去3年間において、電気の使用量は大きくは変化していないが、電力料金は東日本大震災の影響等により年々増加しており、北部クリーンセンターは27.90%、大津クリーンセンターは24.81%の増加となっている。環境美化センターでは、操業停止するまでの4月から10月分を前年比較すると、平成25年度が73,101千円、平成24年度が58,127千円であり、25.76%の増加である。また、単価も3円以上あがっている。電気の大口使用者への小売事業については、平成12年より参入規制が順次撤廃され、従来の電力会社以外に、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っている。これにより、一般競争入札によって新電力に切り替え、電気料金を大幅に引き下げる自治体が増えてきている。関西電力株式会社との電力供給契約を打ち切り、割安な新電力に切り替えた企業や自治体は、平成26年4月1日～8月1日の4か月間で、前年同期より197件多い1,598件に上った。このような状況のなか、大津市の各処理施設においては、依然として従来からの契約を継続し続けており、関西電力株式会社との契約以外についての検討も行っていない。様々な条

件の施設があるため、複数の電力会社と契約することも念頭に電力料金の削減の可能性を検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

平成 26 年 3 月に策定された「大津市再生可能エネルギー等利活用方針」では「契約電力が 300Kw 以上で、負荷率が 30%未満の施設を主に検討する。」と定めており、これに基づき北部クリーンセンターが所管するプラスチック容器資源化施設について、平成 28 年度には入札により電力会社の選定を予定しています。

しかし、焼却施設等のように、負荷率が 70%以上、需要率も 65%以上で効率がが高く、契約電力も大きい (1,250kw) ところについては、電力需給会社に打診しましたが電力供給は難しく、関西電力㈱と長期契約により需給しています。

平成 28 年 4 月より一般家庭用電力が自由化されることも鑑み、今後電力供給会社の動向を注視しながら、安定供給の可能な事業者が複数社あれば一般競争入札を検討していきます。

(環境部 北部クリーンセンター・大津クリーンセンター・環境美化センター)

[5] 大津市生ごみ堆肥化支援事業

1 監査結果

(報告書 170 頁)

(1) 交付された補助金について

「補助金の交付の対象となる経費は生ごみ堆肥化事業のうち家庭系生ごみの回収及び堆肥化処分に係る経費」であり、補助金の額は、別紙 2 及び別紙 7 で確認された参加世帯数及び生ごみ回収量を別表の区分に当てはめ、算定されている。

別紙 8 で報告されている「総事業費 (A)」の参考資料として明細が提出されているが、平成 25 年度の補助対象事業費として報告されている総事業費 81,109 千円には、設備に係る減価償却費 (16,469 千円) が計上されており、さらに、設備を購入した時の借入金の元本返済額 (16,174 千円) も集計されている。

総事業費 81,109 千円から借入金の元本返済額を除くと、別表 8 の C 差引額は 62,789 千円となり、実際の補助金額 64,200 千円を下回り、差額の 1,410 千円は実際の経費以上に補助金が交付されたこととなる。

(講じた措置の内容)

当該補助事業は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく支援事業であり、合理化合意書 (合併前の志賀町と事業者との間において、それぞれの責務について合意し締結した書面) の中で補助金額の区分、算定基準を参加世帯数と回収量により決定することになっており、係る経費に対して補助金を算出するものではありません。

(環境部 廃棄物減量推進課)

(報告書 170 頁)

(2) 補助金算定の基準について

補助金の額は参加世帯数と生ごみ回収量によって決定される。このうち、参加世帯数については、事業者が生ごみ堆肥化事業参加世帯名簿を申請時及び年度終了後の実績報告時に大津市に提出することとなっている。事業者は、当該事業開始前の、平成 22 年度に実施した調査で、参加の意思を表明した世帯数に、転出・転入等による増減をしたものを各年度の参加世帯数として報告している。当該参加世帯数は実際の参加世帯数ではなく、事業開始前に参加の意思を表明した世帯数である。実際には参加していない世帯や、途中で参加をやめた世帯、途中から参加した世帯が存在しうることが想定される。実際に事業に参加をしている世帯数を把握することは現実的には困難であり、参加世帯数が補助金の算定基準であることに無理があると考えられるため、算定基準に参加世帯数を用いるべきでない。

(講じた措置の内容)

当該補助事業は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく支援事業であり、算定基準は「合理化合意書」の中で決定されているものであるため、変更はできないものと考えています。

(環境部 廃棄物減量推進課)

2 意見

(報告書 170 頁)

(1) 生ごみ堆肥化事業について

組成調査の結果、大津市の燃えるごみの約 50%が生ごみであることから、燃えるごみの減量には生ごみの減量が大きな意味を持つ。そのための事業の 1 つとして生ゴミ堆肥化事業がある。しかし、現在大津市は、積極的に堆肥化事業を行うことは考えていない。当堆肥化事業についても、「特別措置法」であるとして、一般廃棄物処理計画に組み込んでいない。しかし、実際には志賀町区域において実施されているのであり、少なくとも平成 29 年度までは積極的に当事業を市民に推奨することが、燃えるごみの減量につながるのだから、当事業をより積極的に活用することが望まれる。また、堆肥化事業について検討し、「特別措置法」が終了する 5 年後の、平成 30 年度以降についても、継続又は拡大の可否について検討することが必要である。

(講じた措置の内容)

現在の堆肥化事業は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく支援事業であることから、一般廃棄物処理の許可を与え、さらに一日の処理量の上限を定めているものであります。

特別措置法終了後の事業の継続や拡大については、現状の市民ニーズを踏まえ継続する方向で検討しています。

(環境部 廃棄物減量推進課)

IV 環境美化センター

[2] 焼却炉運転停止中の家庭ごみ臨時市外搬出業務委託

1 意見

(報告書 178頁)

(1) 緊急時の他市町等とのごみ処理の協定について

平成 25 年 11 月に環境美化センターが 2 炉とも停止したことにより、大津市の処理施設で処理できないごみを急きょ市外の処理施設へ委託することになり、受入先を確保することが重要課題であったと考えられる。

今回は、大津市の処理施設で処理できないごみの 98.5%の処理を三重県伊賀市にある民間事業者である三重中央開発（株）に委託することができたため、環境美化センターの休炉の間処理することができた。

今後、このような突発事故や災害で焼却施設の操業を急きょ停止することが起こることを想定することが必要である。このため、各市町村の処理施設において基本的には単独処理を前提としながら、緊急時に互いに支援する体制づくりを検討してみる必要がある。

他市町等では、災害時に近隣市町村と協力協定を締結している場合があるが、災害時だけでなく突発的な事故も含めた協力協定を、あらかじめ他市町等と結び、緊急時に互いに支援する広域連携体制を整備することが望まれる。

(講じた措置の内容)

一般廃棄物の広域連携処理については、滋賀県が事務局となっている滋賀県廃棄物適正管理協議会において災害時における協力協定等の締結の検討を進めていることから、本市としても緊急時の広域連携体制について、その進捗に合わせて検討していきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

(報告書 179頁)

(2) 処分費用の妥当性について

今回、市外搬出した処分費用のコストの妥当性を検証する。

検証にあたり、現在、大津市では、運営経費から 1 t あたりの処分費経費を算出しているが、平成 25 年度は環境美化センターの 2 炉停止した年度であり異常値であるため、通常の運転にかかわる処分経費として、平成 24 年度の 1 t あたりの処分経費 21,897 円 (p 109 参照) と比較したい。

ただし、この集計には、廃棄物処理施設のプラント等の設備投資に対するコストが集計されていないため、コストの妥当性の検証のため、過去の環境美化センターのパンフレット等から設備投資に伴う減価償却費を概算して検討する。

耐用年数を 30 年、残存価額 0 として定額法で減価償却費を計算すれば、年間減価償却費は 159,666 千円となる。平成 24 年度の環境美化センターのごみ処理量 41,061.98 t から 1

tあたり 3,888 円と計算される。

1 tあたりの処分経費 21,897 円にこの 1 tあたりの減価償却費を加算すれば、大津市での処分コストは 1 tあたり 25,785 円と計算される。

緊急的に市外搬出をしなければならず、遠隔地への収集運搬費用や、一旦ごみピットに入れたごみを再度大型トラックに積替える作業などの委託料は当然追加的に負担が増えるものであるが、ごみ処分費については、大津市での処分コスト 1 tあたり 25,785 円と計算されるものと比較すると、市外搬出による処分費 1 tあたり 29,719 円は妥当な範囲の委託料と考えられるが、大津市として廃棄物処理施設のプラントのコスト計算を含めた正確な処理費のコストを把握できるように検討されたい。

[環境美化センターのごみ焼却施設の設備投資額]

	竣工年月	総工費
ごみ焼却施設	昭和 63 年 3 月	3,135,000 千円
ダイオキシン対策工事	平成 11 年 6 月	1,655,000 千円
合計		4,790,000 千円

(講じた措置の内容)

現在、本市ではごみ処理に関するコスト計算を行い公表していますが、今後は廃棄物処理施設に係るコスト計算を含めた処理費について、必要に応じ適宜把握に努めていきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[4] 騒音測定について

1 意見

(報告書 186 頁)

(1) 測定結果への対応について

基準値を超える測定結果が報告されているにもかかわらず、その対応策が何らとられていないことは問題である。

(講じた措置の内容)

環境美化センター改築事業に係る環境影響評価準備書からも明らかなように、近くを走っている高速道路からの道路交通騒音の影響を受けているため実際の環境美化センターから発生している騒音値よりは高い値となっているものと考えています。

(環境部 環境美化センター)

VI 大津クリーンセンター

[1] 運転管理業務

1 意見

(報告書189頁)

(1) 管理業務と検査業務の分離について

調査分析の結果によっては、運転管理業務の責任が発生するおそれがある。そのため、運転管理業務を行うものが、調査分析業務を行うことは望ましくない。調査分析機関は、法令で定める条件に適合する知識経験を有する計量士又は主任計量者が配備された県知事に登録を受けたものである。その調査結果は公に又は第三者に一定の事実が真実である旨を表明されるものである。

しかし、調査結果が真実である旨を表明するものであったとしても、その調査分析機関が調査対象者と利益相反するような立場にあれば、その調査結果が第三者に信頼されないことも考えられる。

したがって、運転管理業務と調査分析業務とは、それぞれ委託先の選定においてかならず別々の独立したものを選定すべきである。

結果的に、調査分析業務の入札は、運転管理業務受託者は参加したものの、落札は別の業者が落札したため、同一業者が運転管理業務と調査分析業務を行うことはなかったが、指名業者選定の際には、調査分析業務の独立性を考慮して選定すべき配慮が必要である。

(講じた措置の内容)

当センターにおける浸出水処理運転管理等に係る業務（以下「当該管理業務」という。）と水質・悪臭等測定分析業務（以下「当該分析業務」という。）については、いずれの業務も、当センター自らが、管理運営の実施主体として行っているもので、適正な水処理のための一体的な業務（当該管理業務の成果を当該分析業務で測定すること、また、当該分析業務による測定結果を当該管理業務での水処理の運転管理に反映させることにより行っている一連の管理運営業務）であります。従って、当該分析業務については、実施主体以外の者が行う検査（例えば、公的機関や第三者によるもの）とは位置付けが異なります。

このことから、基本的には、当該管理業務と当該分析業務の内容を合わせたものをもって1つの業務として委託することが考えられますが、本管理業務と本分析業務の両方を受託できる業者が少ないことから、入札における競争性の確保などのため、従前から、2つの業務に分けて発注しているものであります。

今般の意見に対する対応については、指名業者選定に関するものであることから、部内の委託契約審査委員会において、対象となっている委託業務（同種の業務を含む。）に係る今後の発注に際し、改めて、上述の当該管理業務と当該分析業務の関係などを確認した上で、指名業者の選定について慎重に審議し、指名業者を適切に選定しました。

(環境部 大津クリーンセンター)

Ⅶ 補足的意見

[1] 一般廃棄物管理票（マニフェスト）

1 意見

（報告書192頁）

（1）マニフェストの効果について

大津市は、マニフェストの効果を、ごみの排出者にとって「ごみが適正処理されたかどうかを確認できる」及び「ごみの適正処理を証することができる」としている。しかし、市に提出されたマニフェストと排出されたごみの突合をすることは現実的ではなく、一致を確認していないことから、事業者が排出したごみが適正処理されたかどうかを確認することや適正処理を証することはできない。また、ごみの排出者にとって、「ごみの排出量を記入するので、コスト感覚が高まり減量ができる」及び「ごみの種類を記入するので、分別意識が高まり種類に応じた適正処理ができる」という効果もあるとしているが、実際は多くの場合、排出者ではなく、収集運搬業許可業者がマニフェストを記入していること、また平成26年4月からは、ペットボトル、かん、びん、プラスチックなどの産業廃棄物は市に搬出することを認めていないことから、コスト意識が高まり減量ができるといった効果や、分別の意識が高まるという効果はない。

また、収集運搬業者にとっては「マニフェストどおり処理する必要がある、適正処理できる」、「ごみの排出者が明確になり、適正処理の責任感が高まる」及び「ごみの種類が明確になり、種類に応じた適正処理ができる」という効果があるとしている。この点についても、大型ごみ以外は、事業者が排出できるごみは、可燃ごみのみであり、「適正処理」という問題は生じてこない。

事務量の点を考慮すると、各処理施設において、すべてのマニフェストに押印をするため、少なくない人員と時間が必要となっている。さらに、ごみ処理施設は、マニフェストによって、排出量や排出物の種類を確認できるが、大量のマニフェストの一枚一枚の記載をその都度確認することは行われておらず、現在、回収したマニフェストはそのまま保管されている。

マニフェストを導入した時に期待した効果を得るには、毎日、ごみを排出する都度、書面によって確認するのではなく、より簡易的な方法でも可能と思われる。多くの場合は排出事業者の毎日のごみの量や種類は大きくは変わらない。毎日ほぼ同種、同量のごみを排出する事業者については、例えば、収集運搬許可業者が排出事業者と契約する際に、ごみの種類及び量について確認し、それを大津市に報告することでも、ほぼマニフェストと同様の効果が得られると考えられる。さらに、そのような事業者でも例外的な排出をする際や、毎日ごみの排出量や種類が異なる事業者の場合のみ、その都度の報告にするなどとする取扱いが、より現実的、効率的である。

ごみの適正排出を促すために、多大な資源と労力を必要とするマニフェストが事務手続

上有効な方法であるか、他のより効率的な方法によって期待した効果を得ることができないかについて、再検討する必要がある。

(講じた措置の内容)

平成 26 年度において事業系燃やせるごみが平成 25 年度と比較して約 18.3% (約 5,500 t) 減量したことは、産業廃棄物と一般廃棄物の区分の徹底とマニフェスト制度実施の効果であると評価しています。御指摘の点については、現行のマニフェスト制度の理解を更に深めていく中で、今後の運用と合わせ状況を注視していきます。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[2] 大津市指定ごみ袋

1 意見

(報告書 193 頁)

(1) 規格の確認について

大津市では、平成 13 年度より、指定ごみ袋制度を導入しており、ごみ袋が大津市の規格どおりであるかを確認する最初の審査は平成 12 年 11 月 24 日に行われた。その後、平成 19 年 6 月 22 日までに全 5 回合計 23 業者が審査に合格し、このうち 9 業者は現在も引き続き製造、販売を行っている。大津市は、いったん審査に合格し、指定番号を付与されたごみ袋について、その後も継続してごみ袋が規格どおり製造され続けているか否かについての確認を行っていない。規格に該当しなくなった場合には改善を求めることとなっているが、確認を行わなければ、規格に該当しなくなったか否かを知ることはできない。平成 26 年 3 月末現在、直近に許可を得た業者の審査は平成 17 年 8 月 16 日であり、8 年以上が経過している。指定透明ごみ袋が継続して規格どおり作られているか否かについて、年に 1 度は確認をする必要がある。

(講じた措置の内容)

大津市指定ごみ袋の販売等については、年に一度、業者確認をしています。

指定ごみ袋の規格についても、平成 29 年度より定期的な確認を行うよう規格審査の方法も含め検討しています。

(環境部 廃棄物減量推進課)

[3] 市役所本庁との往復

1 意見

(報告書 194 頁)

(1) 本庁との往復について

各ごみ処理施設の職員は、起案文書の決裁や支出命令書等を処理するためや、会議、研修等の様々な用件のため本庁と行き来をしている。環境美化センターは毎日行き来してい

る。環境美化センターを除く北部クリーンセンターと大津クリーンセンターの1か月間の平均往復回数はのべ12回程度である。つまり2日に1回行き来をしていることになる。往復に要する所要時間は1時間から2時間である。往復の理由には、起案文書や工事施工伺に決裁をもらうためというものがある。決裁をもらうまで、次の事務処理や工事等が迅速に進められないため、決裁をもらいに本庁へ行かざるを得ない状況とのことである。往復に貴重な就業時間を費やすことを避けるため、決裁をもらうだけの往復をなくす方法についてごみ処理施設の組織上の位置づけを含め検討されたい。

(講じた措置の内容)

各施設においては、業務上、必要最小限の頻度で行き来しているところであり、一般的な決裁等については逡送扱いをしています。業務を他の所属に委託できない業務(支払命令書、工事施行伺等説明が必要な決裁書等)にあつては、その性質上、逡送扱いはできないため止むを得ないと考えています。

(環境部 環境美化センター・北部クリーンセンター・大津クリーンセンター)

[4] 焼却施設の建設計画とごみ有料化

1 意見

(報告書200頁)

(1) 施設整備計画とごみ有料化

現在大津市が検討している2つの焼却施設の建設計画の前提条件としている「処理すべきごみの量」は、平成23年3月に策定された「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」にて推計されている、平成32年度の焼却ごみの量である。当計画では、さまざまな施策等による平成32年度の焼却ごみの量を推計しているが、その施策等にはごみの有料化施策は含まれていない。

大津市は現在、集積所に搬出する家庭系ごみに対して手数料は徴収していない。大津市においては、「家庭ごみの有料化について」の答申書が大津市廃棄物減量推進審議会より平成23年1月に出ており、その中で、

『当審議会は、専門家とともに市内の各方面でご活躍の方々に構成されており、有料化に係る多くの課題について様々な視点で議論を重ねて参りました。その結果、有料化によるごみ減量効果の他、市のごみ行政の現状や周辺自治体における実施状況等を鑑みて、大津市においても「家庭ごみの有料化」を実施すべきであるとの結論に至りました。』

と結論付けられている。しかし、当答申から4年を経過した平成27年1月現在においても、ごみ減量施策の充実に努めることにとどまっており、有料化については踏み込んだ検討がなされておらず、実施については何も決まっていない。ごみの有料化を実施するか否かで、将来のごみの量に影響を与え、そのごみの処理量によって、新焼却炉の規模等の計画に影響がある。更には、想定するごみ量が減少してしまうことにより運転管理の契約上ペナルティーが発生することも起こりうる。新焼却施設の建設の計画が最終段階にきていること

から、早急に大津市としてごみ有料化についての結論を出す必要がある。

(講じた措置の内容)

家庭ごみ有料化については、平成 27 年度、大津市廃棄物減量等推進審議会において平成 23 年 1 月の答申内容を改めて審議いただき、答申をいただいた当時とは背景も状況も様変わりしている上、答申に掲げる有料化の目的を達成しており、答申内容にある有料化の意義は失われていることから、答申内容は白紙に戻すとの結論を得ました。

ただし、将来における周辺環境の変化等により、新たな手法や考え方によるごみ有料化の検討を否定するものでないとの附帯意見もいただきました。

(環境部 廃棄物減量推進課)